

III章 全体構想

1. 松山市における都市づくりの基本的考え方

<都市づくりの課題>

【都心部の機能強化】

- 中心市街地の活力向上
- 郊外部への大規模な都市機能の立地への対応

【多様な生活ニーズへの対応】

- 郊外住宅地における行政サービス提供に係る効率性の低下への対応
- 高齢社会に対応した生活支援サービス充実への対応
- 都市基盤や都市施設の維持・更新等に対するコスト増加への対応

【自然環境や地球環境の保全】

- CO₂等の排出量削減や豊かな自然環境の喪失への対応
- 災害への対応

【地域資源の保全・活用による地域づくり】

- 松山市らしい景観の喪失への対応
- 市民や来訪者の松山市に対する愛着の向上への対応
- 交流人口の減少に伴う観光地としての地位の向上への対応

<都市づくりの基本方針>

方針1 松山市、愛媛県、さらには四国全体の活力を牽引する都心機能を高める

- 中核市にふさわしい広域拠点としての機能を高める
- 広域拠点としての役割を発揮するためのつながりを高める

方針2 住み慣れたまちでの暮らしの安心感を効果的に支える

- 各地域における日々の暮らしやすさを支える
- ライフステージに応じた生活を効率的に支える
- 災害等に対する住民の意識やまちの安全性を支える

方針3 自然環境や地球環境を大切にす まちづくりをひろげる

- 身近に自然の感じられるまちをひろげる
- 地球環境への負荷の少ないライフスタイルをひろげる

方針4 地域固有の資源の保全・活用によ り活力ある地域づくりを進める

- 松山の特性を活かした風景をつくる
- 松山固有の資源を活かしたまちや地域をつくる

方針1

松山市、愛媛県、さらには四国全体の活力を牽引する
都心機能を高める1) 中核市にふさわしい広域拠点としての機能を高める
(都心部の機能強化)

■高次都市機能の集積性を高める

松山市の都心部は、中核市、さらには四国を代表する都市としての経済機能、行政の中核機能、文化機能など、高次都市機能の集積性を高めます。

■健康医療福祉まちづくり構想を先導する機能を強化する

高齢社会の進展に対応して、誰もが生き生きと暮らしていけるまちづくりのためには、健康・医療・福祉のまちづくりの取組み(健康医療福祉まちづくり構想)推進が重要です。

人口や都市機能の集積、公共交通の利便性等の利点を活かしつつ、高齢社会における居住継続を図るべく、都心部の医療・保健・福祉機能の充実を図るなど、元気な暮らしや健康増進を支援するまちづくりを図ります。

■職住近接のライフスタイルが実現できる都心居住を促進する

都心部の活力を維持、向上させるとともに、暮らしの場と職場が近く、通勤距離(移動距離)が少なくすむライフスタイルの実現、さらには自動車を利用しなくても日常生活が過ごせるライフスタイルの実現に向け、都心部での居住を促進するための受け皿づくりを進めます。

■大規模集客施設の適正な立地を誘導する

大規模集客施設の郊外部への立地が、都市機能の集積性の低下(都心部から郊外部への購買力の流出)、良好な住環境、自然環境への影響、郊外部における自動車交通の増加等につながることをないよう、適正な立地を誘導します。

2) 広域拠点としての役割を発揮するためのつながりを高める
(広域ネットワークの構築)

■広域から都心部や産業集積地へのアクセス性を高める

都心部や産業集積地における広域拠点としての機能を最大限に発揮させるため、道路及び公共交通による広域交通ネットワークを構築し、都心部や産業集積地への広域からの円滑なアクセス性を確保し、人や物の流れを活発化します。

■都心を目的地としない通過交通を抑制する

都心部における放射環状型道路ネットワークを形成することにより、都心を目的地としない通過交通を抑制し、都心部における円滑な移動を確保します。

方針2

住み慣れたまちでの暮らしの安心感を効果的に支える

1) 各地域における日々の暮らしやすさを支える (生活拠点の形成)

■都心を補完する各地域での生活支援機能を強化する

都心への依存度の高い生活支援機能を補完するとともに生活サービスレベルを向上するため、各地域の人口や都市機能等の集積度が高い地区において、生活支援機能の集約を促進し、日々の生活を支える生活拠点を形成します。

■都心と各地域を連携する公共交通のサービスレベルを高める

都心と各地域の生活拠点の適切な機能分担と連携を促進するため、乗り継ぎ利便性の向上など、公共交通機関を利用しやすい交通環境を形成し、公共交通のサービスレベルの向上を図ります。

そのために、生活拠点周辺の快適な歩行空間の整備や自転車利用環境の充実を図るとともに、地域のニーズを踏まえた鉄軌道、路線バス等の運行本数を確保します。

2) ライフステージに応じた生活を効率的に支える (住環境の創出)

■暮らしやすい居住地やコミュニティ・交流・健康あふれる住環境を充実する

人々のライフスタイルの多様化や、就業、結婚、子育て、退職等の各ライフステージの変化など、多様な居住ニーズに対応した暮らしやすい居住地の充実に向けて、既存の住宅ストック等を活用しつつ、都心居住や田園居住など、多様な住環境を創出します。

また、高齢社会を踏まえ、コミュニティ・交流の増進、生きがい対策、健康増進など、高齢者の元気な暮らしの継続を支援するサービスの充実を進めます。

■市街地の拡散的拡大を抑制し、生活基盤の維持コストを低減する

市街地の拡大とともに増大する、道路や下水道等の生活基盤の維持管理・更新にかかる費用を低減するため、郊外への無秩序な拡大を抑制し、既成市街地の既存ストックを活かした、生活拠点を核とした、生活利便性の高いコンパクトな都市を形成します。

■全ての人にとって移動しやすい交通環境を充実する

全ての人にとって移動しやすい交通環境を充実するため、市民生活にとって身近な生活拠点におけるバリアフリー化など、徒歩や自転車による地域内の円滑な移動環境を向上し交通結節点へのアクセス性を高めるとともに、利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。

3) 災害等に対する住民の意識やまちの安全性を支える (防災性の強化)

■減災に留意したまちづくりを進める

建物倒壊や火災発生等の災害発生時の被害を最小限に抑える『減災』に留意したまちづくりを進めるため、倒れにくく燃えにくい街区の形成を促進するとともに、避難や防災活動を円滑に行う経路を確保します。

■地域みんなでまちの安全・安心を支える

地震や風水害など深刻な災害に対応可能な地域の防災力を向上するため、災害に対する危機意識を高め、防災に対する知識の習得など自主的かつ組織的な防災活動を促進し、地域主体による、地域みんなで支える安全・安心なまちづくりを進めます。

方針3

自然環境や地球環境を大切にすまちづくりをひろげる

1) 身近に自然の感じられるまちをひろげる (自然環境の保全)

■無秩序な開発を抑制し、豊かな森林や海、河川の自然を保全する

市街地を取り囲む豊かな森林や海、河川の自然を保全するために、都市計画上の保全措置を講じ、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、良好な水環境を再生するために自然環境への負荷を低減します。

■身近に自然にふれ親しめる空間を創出する

市民の癒し空間や自然にふれ親しめる空間を創出するため、丘陵地や市街地周辺の緑地等の保全に配慮しつつ、多様な市民ニーズに対応可能な緑のレクリエーション空間として活用します。

2) 地球環境への負荷の少ないライフスタイルをひろげる (地球環境の保全、省資源・エネルギー)

■環境への負荷の少ない移動手段の利用を促進する

自動車による環境負荷を低減するため、環境負荷の少ない交通手段である鉄道やバス、自転車への転換を促進します。

そのために、生活拠点を核とした利便性の高い交通ネットワークの形成にむけて、徒歩や自転車での移動環境の向上を図ります。また、地域のニーズを踏まえた鉄軌道、路線バス等の運行本数の確保や、交通結節点における乗り換え利便性の向上を図ります。

■低炭素化や省資源・エネルギーにつながる地域づくりを進める

地球温暖化の抑制や持続可能性に留意した地域づくりに向けて、地域生活拠点を核とした日常生活圏を形成するとともに、公共交通の利用促進等につながる地域づくりを進め、自家用車に依存しないライフスタイルへの転換を促進します。また、既存の資源の有効利用や新エネルギーの活用促進など、地域の低炭素化や省資源・エネルギー化を進めます。

方針4

地域固有の資源の保全・活用により活力ある地域づくりを進める

1) 松山の特性を活かした風景をつくる (景観形成)

■ブランドイメージを高める魅力ある景観を創出する

都心部や各地域における象徴的な景観や、日常的な生活景観など、そこで生活や事業を営む市民や事業者それぞれが、大切にしたいと考える景観を共有し、魅力ある景観創出に共に取り組むことにより、地域のブランドイメージを高めます。

■景観まちづくりを進め、観光・交流を促進する

松山城や道後温泉をはじめ、市を代表する歴史文化資源及び周辺地域においては、資源そのものの保全だけでなく、周辺地域において、歴史文化資源と調和したまち並みや、周遊ルートづくり等の景観まちづくりを進め、観光・交流を促進します。

■豊かな森林や海洋資源、多島美景観等を保全する

市街地を取り囲む豊かな森林や自然と調和した暮らしのある里山、さらには海洋資源や多島美景観など、豊かな自然景観を保全します。

2) 松山固有の資源を活かしたまちや地域をつくる (地域資源の活用)

■固有の地域資源を保全・継承し、その魅力や価値を高める空間を演出する

各地域にある自然、歴史文化、産業など、固有の地域資源について、その資源の持つ価値を地域住民が理解し、愛着の持てる地域づくりにつなげていくために、保全・活用・継承しようとする活動を促進します。

■資源の特性に応じた地域間の連携や交流を促進する

都心部や各地域における多様な資源とそれを活かした地域づくりを連携させることにより、相互交流を活発化し、地域活力の維持・向上を図ります。

2. 将来人口

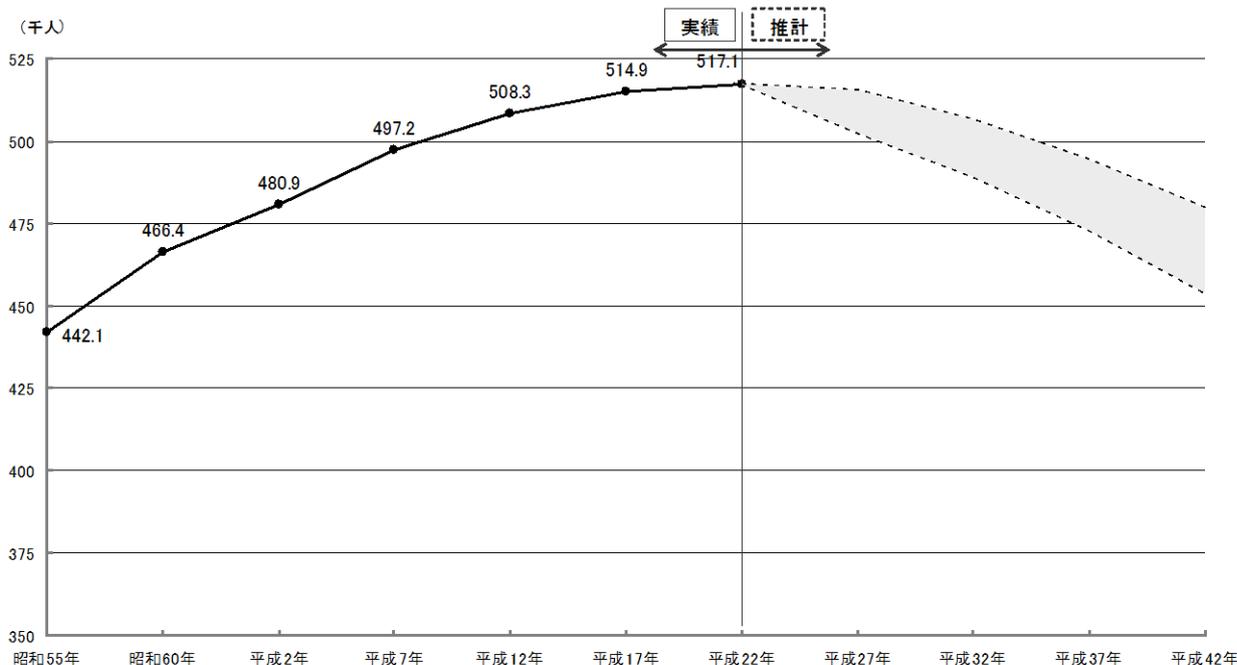
将来人口については、わが国全体の人口減少傾向、さらには本市における近年の人口の伸びの鈍化傾向を踏まえると、平成42年の本市の将来人口は約45.4～48.0万人と推計されます。

平成22年の国勢調査人口(速報値)の51.7万人を踏まえても、人口の減少が想定され、少子高齢化の影響で、生産年齢人口も減少するなど、まちを支える人の活力や税収等の面で様々な課題を抱えることとなります。

将来の人口減少社会においても、まちの活力を維持し、市民が住み続けられるような、より暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

なお、将来人口フレームについては、今後、平成22年の国勢調査の結果や移動人口の動向、さらには国立社会保障・人口問題研究所の新たな推計結果等も踏まえつつ、適切な見直しと対応を図っていきます。

図 松山市の人口動向と将来の見通し

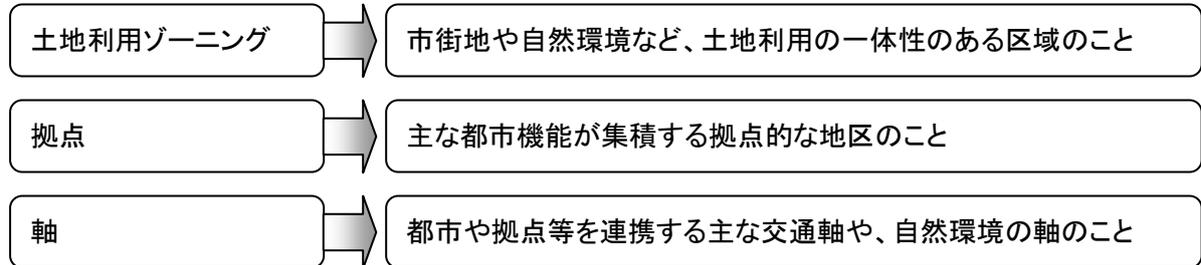


※実績値は、国勢調査人口で、平成22年値は速報値。

※推計値は、国の施策等にも使用されている国立社会保障・人口問題研究所の推計結果(中位推計)を踏まえ、推計したもの。低位の推計については、日本の将来推計人口(平成18年)を参考に将来人口が低位に推移するものと想定した場合(死亡率高位×出生率低位)の推計値。高位の推計については、近年の実績値(愛媛県の合計特殊出生率)を踏まえ補正・推計した値。

3. 将来都市構造

都市構造とは、都市の骨格を形成する考え方を示すもので、「土地利用ゾーニング」や「拠点」及び「軸」から構成されます。



松山市では、今後 20 年間のまちづくりを推進していくうえで、市民ニーズや社会動向を踏まえつつ、都市施設等の整備を進めていきますが、効率的・効果的な投資を図っていくため、都市もしくは地域の活動拠点となるゾーンや拠点、さらにはその連携軸における整備を重点的に推進し、集約型都市構造の形成をめざします。

① 土地利用ゾーニング

ア. 市街地ゾーン

現行市街化区域を中心として将来の市街地を形成する地区を「市街地ゾーン」として位置づけます。市街地ゾーンは、市街地の外延的拡大の抑制を基本とし、大規模集客施設の適正な立地誘導に努めます。無秩序な市街地の拡散を抑制することにより、効率的な都市基盤の更新や生活サービスの提供に資する市街地の形成を誘導します。また、既成市街地や既存大規模住宅団地における住環境の維持・改善とともに、防災上危険な地区にあっては災害に強いまちづくりを促進します。その他市街地では、計画的な空闲地の整序や市街化区域内農地と調和したゆとりある住環境の確保、住宅と工業等との適性配置など良好な市街地環境の形成を誘導します。

イ. 田園集落ゾーン

現行市街化調整区域を中心に農地や集落地が広がる地区を「田園集落ゾーン」として位置づけます。田園集落ゾーンでは、開発の抑制を基本としつつ、集落環境の維持・向上や良好な田園・森林環境の保全・活用を図ります。

一方、市街化調整区域における人口や地域コミュニティ等を維持するため、優良な農地や森林資源等と調和した、安らぎある生活環境の維持・保全を図るとともに、松山 IC 等を活かした活力と交流ある地域づくりに努めます。

ウ. 自然環境・農地保全ゾーン

現行市街化調整区域や都市計画区域外を中心に、豊かな森林資源や農用地区域が広がる地区を「自然環境・農地保全ゾーン」として位置づけます。自然環境・農地保全ゾーンでは、豊かな森林や海洋資源、多島美景観等の良好な自然環境の保全を図るとともに、農用地の保全を図り、これら資源を活用しつつ、都市と農山村漁村との交流の促進や、一次産業の振興など地域の活性化を図ります。

② 拠点

ア. 都心拠点

働く場、交流の場、暮らしの場として、商業・業務・行政サービス等の各種都市機能が立地する、概ね松山環状線の内側の区域を「都心拠点」として位置づけます。都心拠点では、企業の本社機能等の経済機能、県庁・市役所本庁舎等の行政の中核機能、コンベンションや芸術文化交流等の文化機能、医療機能等といった高次都市機能の充実・強化をはじめ、職住近接のライフスタイルが実現できる都心居住の促進や広域からの集客の場として魅力ある景観・空間を創出します。

イ. 産業拠点

松山空港周辺の臨海部にまとまって立地する工業地や、松山中央卸売市場周辺の区域を「産業拠点」として位置づけます。産業拠点では、国際貿易の拡大等による地域産業の活力を向上させるため、松山空港、松山港、松山 IC 等の立地特性を活かし、広域的な交通結節機能の強化をはじめ、既存企業の定着・育成、新規企業の誘致等に取組みます。

ウ. 歴史文化拠点

全国的にも有名な道後温泉や松山城を擁する城山一帯を「歴史文化拠点」として位置づけます。歴史文化拠点及びその周辺では、歴史的に配慮したまちづくりを推進し、地域の個性を高めます。

エ. 広域交通拠点

陸・海・空の交通拠点として、四国縦貫自動車道の松山 IC、JR 松山駅、伊予鉄松山市駅、松山空港、松山観光港を「広域交通拠点」として位置づけます。広域交通拠点では、安全で快適な空間を確保するなど、交通結節機能や交流機能等を充実します。

オ. 地域生活拠点(交通拠点)

鉄道・バス等の地域の公共交通サービスの拠点を担う主要な鉄道駅(いよ立花、三津、余戸、堀江、久米、伊予北条駅)を、「交通拠点」として、公共交通サービスの更なる充実を図ります。

駅や隣接する幹線道路沿道等の「交通拠点」周辺地域を「地域生活拠点」とし、各地域の住宅や事業所、商業施設、公共施設、地域資源等の集積性を活かし、既存の生活サービス機能の維持とともに、最寄り小売業や医療施設、金融・郵便サービス等の生活利便施設を集積させるなど、地域の日常的かつ多様な生活サービスが受けられ、交流等で賑わうような地域づくりを進めます。

市街地ゾーンにおける効率的な都市基盤の更新や生活サービスの提供に資する市街地形成として、この地域生活拠点への機能集積とともに、拠点周辺への定住を誘導します。

カ. 観光・交流拠点

全国的な観光地として高い集客力を誇る道後温泉や松山城を擁する城山一帯の観光・レクリエーション地区と、松山総合公園や松山中央公園、愛媛県営総合運動公園等のスポーツ・レクリエーション地区を「観光・交流拠点」として位置づけます。観光・交流拠点では、施設の適切な維持管理や魅力の向上など機能の拡充により観光振興や地域交流を促進します。

また、松山総合公園や松山中央公園、城山公園、道後公園を防災公園としても位置づけ、災害時の広域避難地としての機能を強化します。

③ 軸

ア. 自然環境軸

市街地内を流れる重信川や石手川等の主要河川を「自然環境軸」として位置づけます。自然環境軸は、都市生活のうるおい空間として良好な水辺環境を保全するとともに、治水機能との調整を図りつつ親水性の高い水辺空間を形成します。

イ. 広域・都市内連携軸

四国縦貫自動車道、及び都市間を連絡する国道、主要地方道など通過交通を担う道路、及び主な鉄道を「広域・都市内連携軸」として位置づけます。都市内連携軸は、広域的な交流機能や物流機能を有する広域交通基盤を通じて、経済・文化・観光等の交流を促進します。また、市内の放射環状型道路ネットワークの形成により、都市内交通や緊急輸送交通の円滑な移動を確保します。

鉄道や路線バス等公共交通の効率的な運行促進等の充実とともに、高次都市機能を備えた都心拠点と各地域との連携を強化し、高齢社会におけるアクセシビリティ(誰もが利用しやすい移動手段)を確保します。さらに、歩きたくなる歩行者・自転車空間の整備や公共交通ネットワークの充実により、自動車に過度に依存しない交通体系を確保し、二酸化炭素の排出を抑制します。

【将来のまちづくりのイメージ】

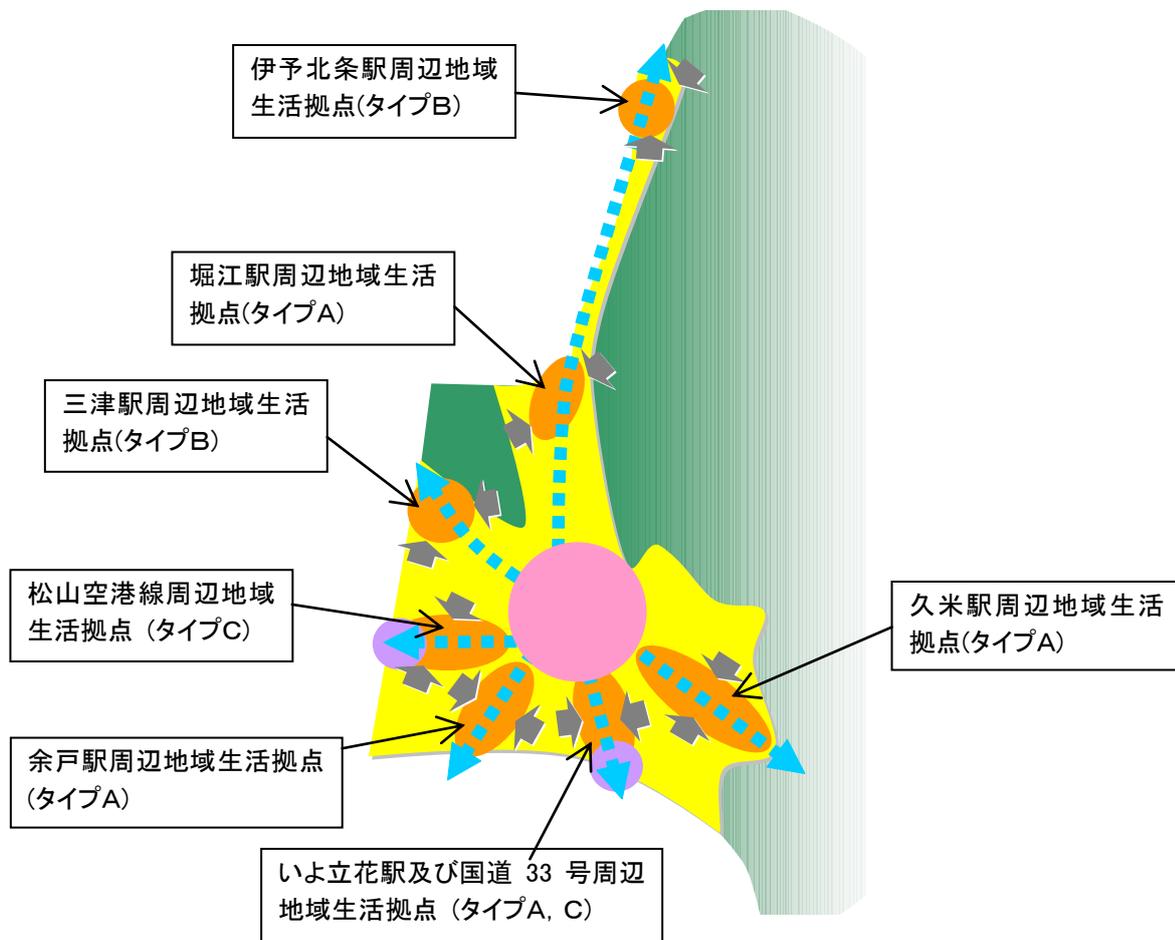


3. 将来都市構造

【地域生活拠点の位置づけの背景】

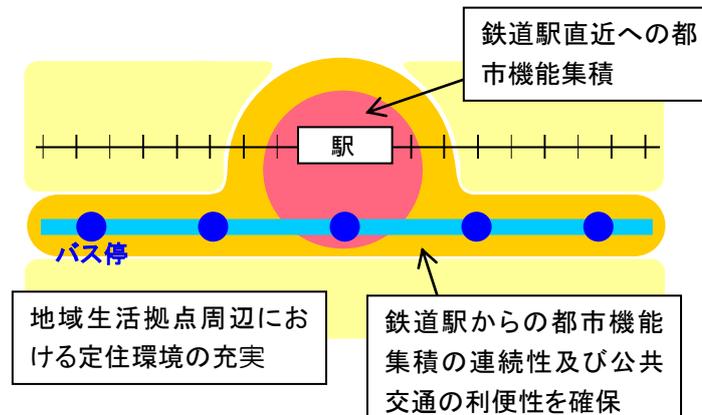
松山市は、都心から放射状に広域・都市内連携軸が伸び、その軸に沿って市街地形成されるという都市構造を有しています。そこで、市街地の外延的拡大を抑制し、都市基盤の更新や生活サービス提供の効率性を高めるために、放射状に伸びる広域・都市内連携軸に沿って市街地の集約化を進めることを基本とし、その中でも人の発生集中量が相対的に大きく、中心的役割を果たすエリアを地域生活拠点と位置付けます。

地域特性に応じて、地域生活拠点としての都市機能の集積のさせ方は、以下の様に類型化します。



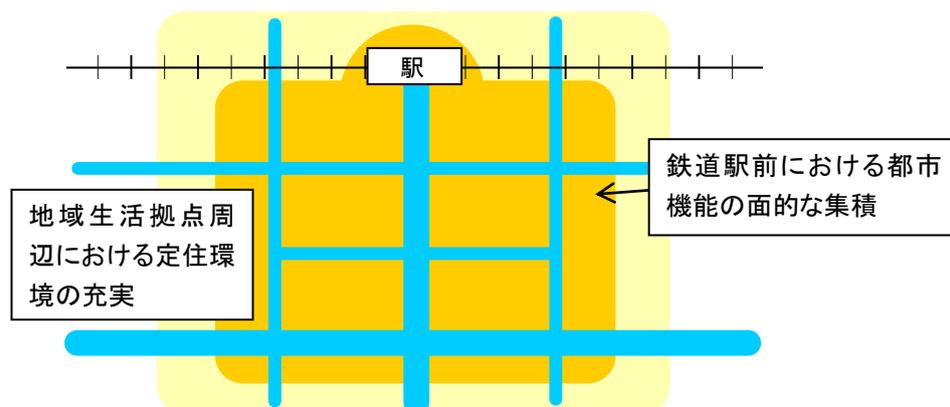
タイプA 鉄道駅及び都市内連携軸上への集約型

鉄道駅周辺とともに、鉄道駅周辺から都市機能集積の連続性を有し、公共交通の利便性の高い都市内連携軸沿道を地域生活拠点と位置付けます。



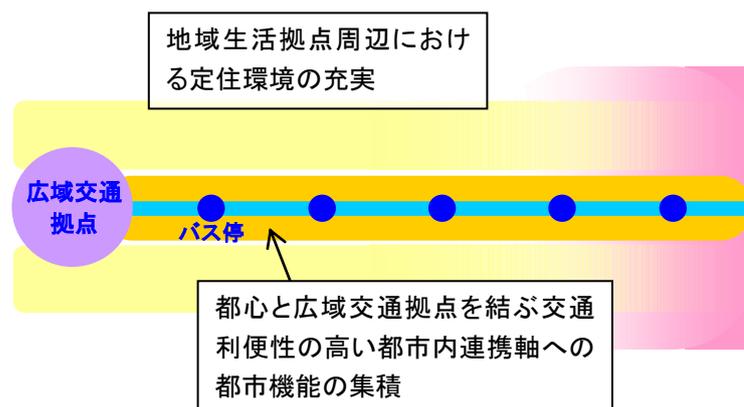
タイプB 鉄道駅・駅前地域への面的集約型

鉄道駅の駅前において、商店街を形成するなど都市機能の面的な集積を有するエリアを、地域生活拠点と位置付けます。

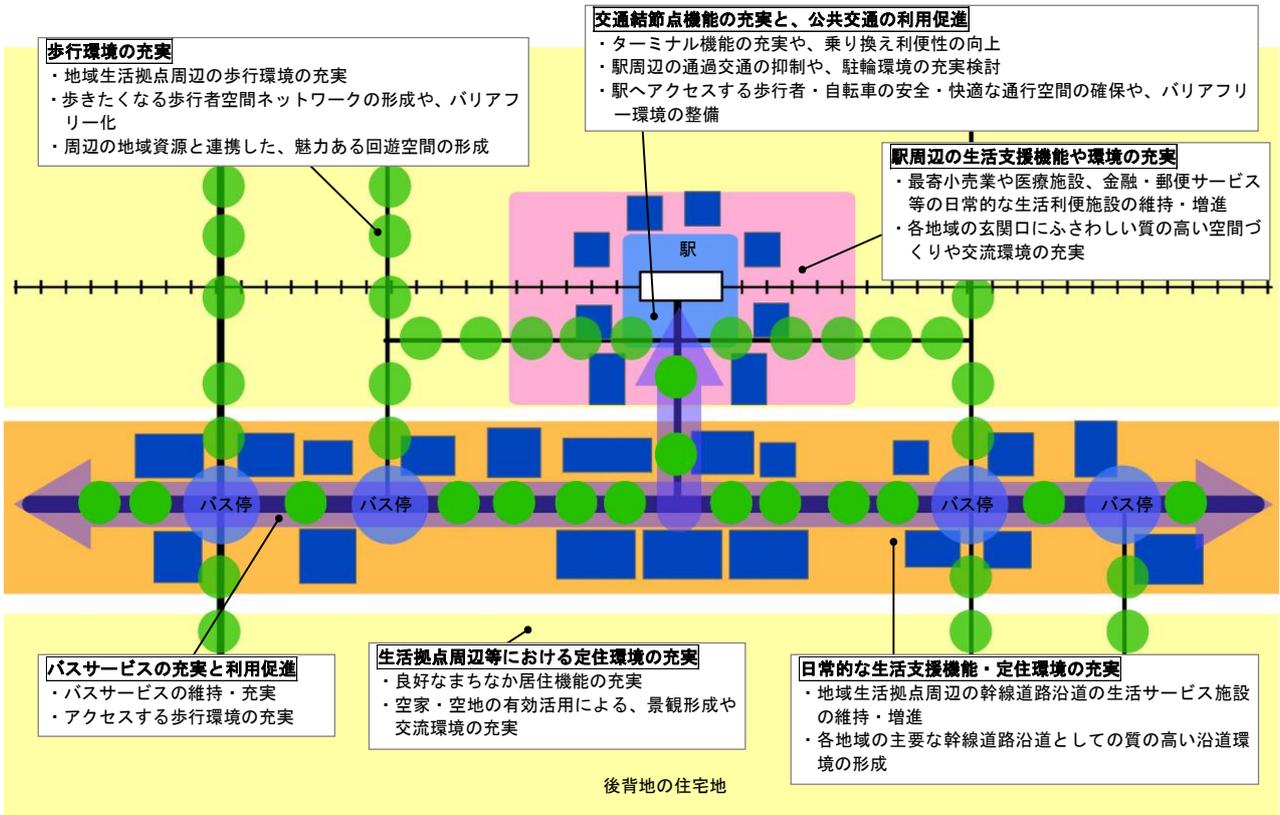


タイプC 都心と広域交通拠点を結ぶ都市内連携軸沿道型

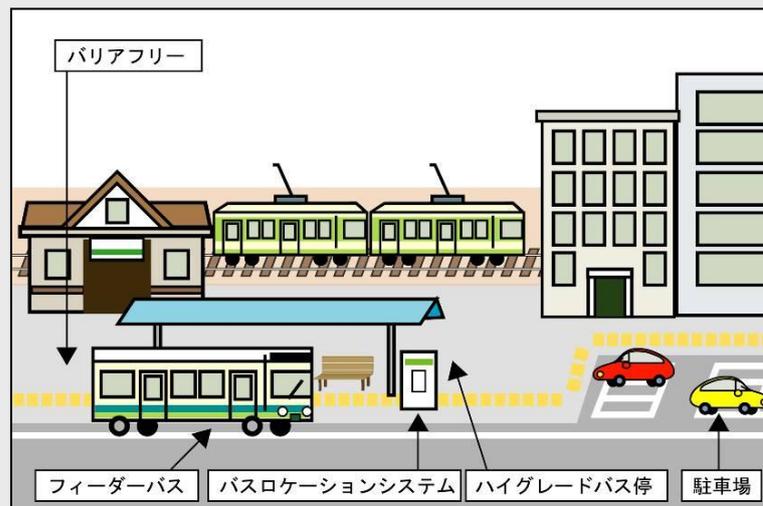
都心と広域交通拠点(松山ICや松山空港)を結び、その交通利便性を活かした都市機能の集積が図られる都市内連携軸沿道を地域生活拠点と位置づけます。

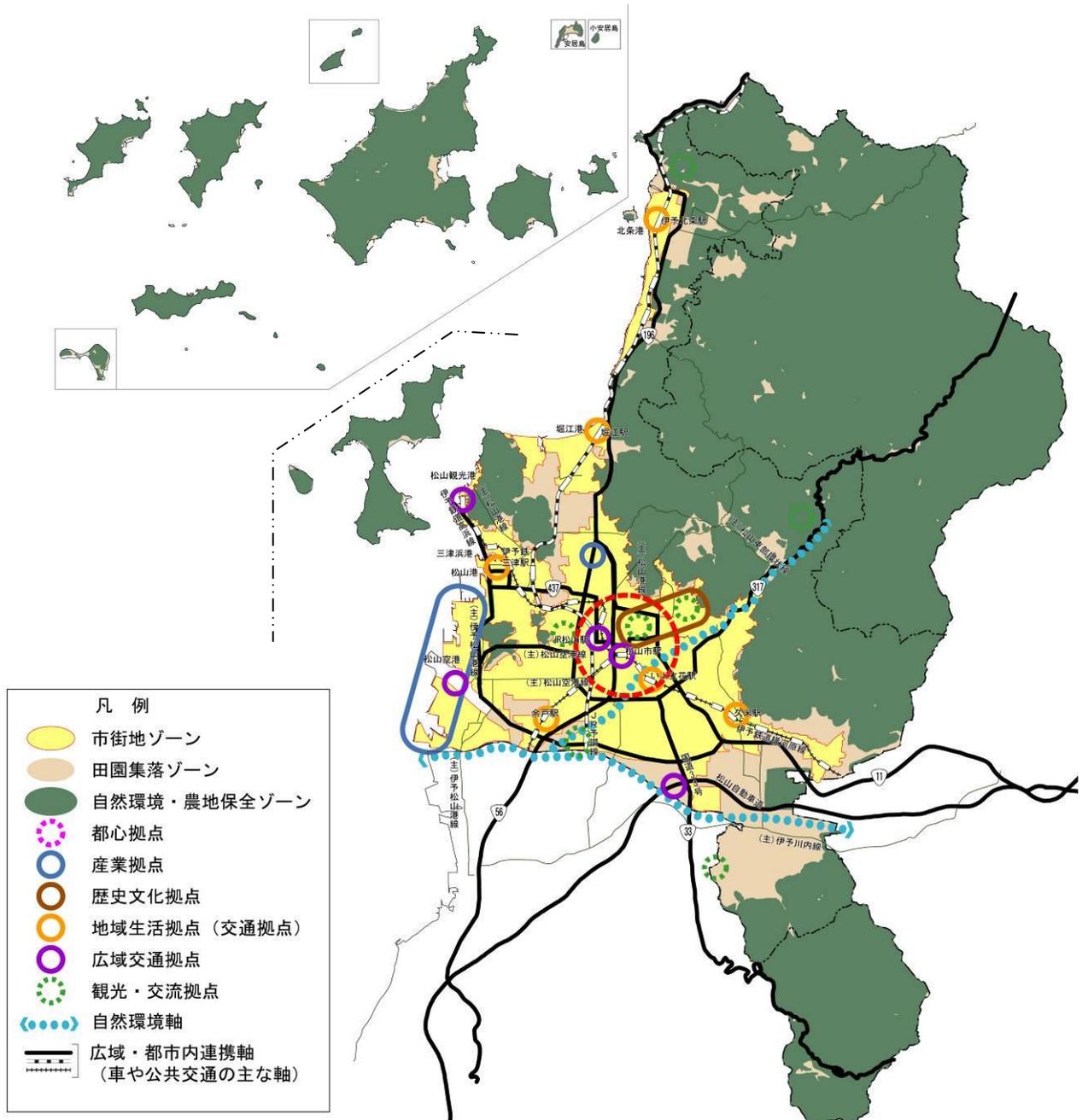


地域生活拠点におけるまちづくりの方向性（イメージ）



【交通拠点のイメージ】





都市構造図

4. 都市づくりの方針

1) 土地利用の方針

(1) 土地利用の方向性

① 既存の拠点や市街地基盤を活かした、機能集約型の都市づくりの誘導

高度に合理化・効率化した現代社会においては、自動車交通は人流・物流の両面で重要な役割を担っています。しかし、エネルギーの大量消費やNOxの排出等の環境問題や、交通が錯綜することによる生活環境上の問題などが取り上げられているとともに、水源涵養や大気浄化、生態系の維持など様々な機能を持つ自然環境の重要性が見直され、都市と自然が良好に調和した環境負荷の少ない市街地の形成が求められます。

また、財政状況が悪化している近年の社会経済情勢下においては、より一層の効果的・効率的な公共投資が要求されます。

このため、人口とともに商業・文化交流等の大規模な集客施設の集積が高い都心を中心に、人口・拠点機能等の市街地外への無秩序な流出・拡散を抑制し、市街地の既存ストックを活かした、機能集約型のコンパクトな都市づくりをめざします。

- 都心を中心とする人口等集積の強化
- 調整区域への無秩序な人口等の流出抑制

② まちの活力や暮らしの利便性を高める賑わい機能の強化

住み続けられ住みたくなるような定住環境の維持・増進を図っていくためには、人口や都市機能・都市基盤の集積度が高い市街地において、将来の超高齢社会を見据えつつ、広域・地域レベルの商業・サービス等の生活支援機能の充実を図っていくことが必要です。

このため、効率的効果的な都市運営に留意し、人口や都市機能の集積度が高く、公共交通等の交通利便性の高い都心や、地域の拠点を形成している主要駅周辺等において、土地の有効利用を図るとともに、各地域の特性に応じた都市機能や交流機能の充実を図り、まちの活力や暮らしの利便性を高める賑わい機能の強化を進めていきます。

- 土地の有効高度利用による都心居住の促進
- 公共交通機関沿線の土地の有効利用の促進
- 都心の広域的な集客機能の集積の強化
- 都心を中心とする人口集積の強化
- 都心や地域生活拠点の生活支援・交流機能の強化

③ 居住機能と調和した産業機能の育成・活性化

都市の活力を高めていくためには、居住環境の整備に加えて、都市型の産業をまちづくりの中で位置づけ、支援・誘導していく必要があります。都市の魅力は単一の土地利用だけで形成されているものではありません。居住機能や産業機能等が良好に複合することで都市に活力が生まれ、交流が生まれます。

このため、共生が可能な土地利用については、適正な誘導のもと様々な機能を有する市街地を形成し、都市の魅力と活力を高めます。

一方、産業機能と居住機能の間には、騒音、振動、大気など様々な摩擦が生じていることも事実です。このため、土地利用の面では、良好な就業環境、居住環境を形成するため、居住環境上問題のある産業系の土地利用と住宅が無秩序に混在するのを抑制し、異なる土地利用間での摩擦を未然に防止します。

また、まとまった工業適地に乏しい市街地の現状を踏まえ、優れた広域交通条件を活かした産業機能の受け皿となる環境の充実を検討していきます。

- 職住一体型の生活空間の形成
- 異なる土地利用間の摩擦防止のための専用系用途地域の指定
- 生活利便施設(公共施設)と住居が調和した住宅市街地の形成
- 広域交通条件を活かした産業環境の充実

④ 快適で豊かな都市空間の創出と市街地形成

都市の個性や快適性は、そこに住んでみたい、行ってみたいと感じる重要な要素であり、住んでいる人々の生活の質を向上し、都市に対する誇りを醸成するものです。

「何を基本として快適で豊かな都市空間を創出するのか」は重要な課題です。松山市では、その基本は歴史と文化と自然にあると考えます。市民のシンボルである松山城や数々の文豪が愛した土地柄、名湯道後温泉での癒し、加えて市街地に近接する自然環境等を保全・育成するとともに、緑豊かな道路や公園等の都市基盤の充実を図り、うるおいなど高い環境水準を備えた快適で豊かな都市空間を創造します。

- 市街地に近接する自然環境の保全と育成
- 自然・歴史文化等の地域資源の保全と活用促進による、市街地環境の魅力の強化と交流空間の充実
- オープンスペースの拡大と自然の保全
- 良好な都市景観の充実

(2) 土地利用の配置方針

<市街地>

① 産業系

今後の松山市の発展を支える産業の育成に関しては、都心部の広域的な商業・交流等の賑わい機能の強化を図ります。

工業系土地利用の有効利用を図るとともに、道後温泉等の資源を活かした「観光」産業の育成が重要になります。そこで、臨海部を工業地として位置づけるとともに、道後温泉周辺を観光地として位置づけその育成に努めます。

また、今後策定する産業集積計画に基づき、既存住宅地との良好な共存に十分留意しつつ、未利用地の有効活用を図りながら、計画的な産業の集積に努めます。

ア. 都心商業地

松山城を中心とした周辺地域では、比較的都市機能の集積度が高く、高密度な土地利用が行われており、人・もの・情報が集まる県都松山の中心となる都心商業地として位置づけます。

土地の有効高度利用の誘導により、高次の商業・業務機能や観光・国際交流機能の集積強化や、医療・保健・福祉等の機能の充実を図るとともに、様々な人が住まい・交流する魅力空間として都心居住を推進します。

松山市のシンボルである松山城を核として魅力ある景観と豊かなオープンスペースを有する快適性の高い市街地を形成します。

充実した公共交通機関を有効活用して、環境に優しく安全で利便性の高いまとまった都心部を形成します。

イ. 観光地(道後温泉周辺)

道後温泉周辺は、歴史性のある地区で、観光ホテル街として高度利用されている一方で、地域住民が住む居住地でもあり、市民、来訪者が共に快適に過ごせる魅力ある観光地の形成に努めます。

ゆったり歩ける空間として安全性や景観等に配慮するとともに、居住環境の改善等により、今後とも住み続けることができる地域形成に努めます。

ウ. 流通業務地

中央卸売市場が立地している問屋町周辺を流通業務の核として位置づけ、商業・業務系の土地利用を図ります。

エ. 工業地(西・西南部)

臨海部の産業集積のある一帯は、松山市の空、海の玄関口に位置することから、工業系地域として一層の有効利用を進めるとともに、今後計画される地域高規格道路を視野に入れ、流通業務等施設の立地の促進を図る地域とします。

② 住宅系

住宅系土地利用は、都市住民の生活の基盤となる土地利用であり、日常生活を営む上で、快適性や安全性の高い市街地として形成します。

ア. 中高密度住宅地

都心商業地に隣接した松山環状線の内側の地域は、商業・業務と住居系土地利用が混在した、中高層住宅が主体となるやや中高密度の住居系地域とします。

土地の高度利用等に併せて、オープンスペースの確保を誘導するなど、緑豊かでうるおいある市街地の形成をめざします。

イ. 低密度住宅地

松山環状線の外側については、現在低層の良好な住宅街区を形成しており、その環境の保全を図りつつ、農地等の都市的未利用地を有効に活用してオープンスペース等の充実を図り、主に戸建て住宅で構成されるうるおいある専用住宅地を形成します。

鉄道等の公共交通機関沿線や国道等の道路基盤が成熟しているエリアなど、土地利用条件に恵まれた地域において、市街地の無秩序な拡大を防止しつつ、新たな定住人口の受け皿として計画的な市街地形成を誘導します。

ウ. 地域生活拠点(交通拠点周辺)

主要な駅や隣接する幹線道路沿道等の交通拠点周辺地域においては、日常的な商業施設や各種生活利便施設、公共施設等が集積している地区を、地域生活拠点として位置づけます。公共交通機関を利用しやすい交通環境づくりと併せて、近接する地域の自然・歴史文化資源や公共施設との連携や、空地・空家等を活用しつつ、日常生活支援機能の維持・充実や、交流環境の充実、良好な住宅の立地誘導など、賑わいある地区形成をめざします。

<非市街地>

③ 田園集落地域

田園地帯や山地部及び海岸部に形成されている農山漁村集落は、農業や漁業を生業として生活者の長い努力により形成されてきました。その郷土の景観や豊かなコミュニティを維持しつつ、美しく個性的でありながら、同時に利便性も高い集落環境を形成します。

居住ニーズの多様化に対応し、自然環境と調和した田園居住や多自然型居住を推進し、集落の活性化を図ります。

④ 自然環境・農地保全地域

市街地周辺に広がる丘陵地や海岸部は、快適で豊かな都市空間を形成する上で欠かせない資源であり、表情豊かな都市景観を創り出しています。

これら豊かに広がる山地や海岸部等の自然環境は、市民一人一人が守り育てるという意識のもと、市民が主体的な関わりを持って保全・育成に努めます。

特に市街地に近接し、また、市街地内部に入り組んでいる自然環境については、都市計画上の保全措置を講じ、積極的な保全・育成を図ります。

また、市街化調整区域内農地で農用地として保全すべき地域は、農業系の土地利用を図るとともに、安らぎある田園景観の形成に努めます。

(3) 土地利用コントロールの方針

① 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分制度の運用方針

ア. 区域区分制度の運用の基本的な考え方

区域区分制度(線引き)とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分し、限られた都市整備財源を市街化区域内に集中的に投資し市街地を計画的に整備・改善する一方、市街化調整区域内において開発・建築行為を抑制することにより自然環境を保全し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ろうとするものです。

松山市では、将来の人口減少が予測されるものの、核家族化は一層進行しており世帯数の増加に対する都市的土地利用の必要性は今後も高まると考えられます。加えて、松山広域都市計画区域マスタープラン(愛媛県)においても、松山広域都市計画区域は市街化区域の線引き堅持が打ち出されていることから、区域区分制度(線引き)については、今後も維持し、引き続き無秩序な市街地の拡大の防止と効率的な市街地整備に努め、まとまった市街地の形成を図ります。

市街化区域については、人口減少社会の到来を踏まえ、原則市街化区域の編入は行わないものとします。現行の市街化区域内の都市基盤や人口・都市機能の集積性を活かしつつ、農地・空地等の有効活用や、都心部における高度利用の促進を図ることにより、既存市街地の活力の維持・向上や、市街地外における無秩序な人口・都市機能の拡散の防止を図ります。

イ. 市街化区域編入の方針

市街化区域編入については、現在の市街化区域内において、農地の宅地化や、都心部等における土地の高度利用等の方策を行った上で、更に市街化拡大の必要がある場合に行うものとします。

その場合には、以下の地理条件を満たす地域であり、かつ土地条件の2つの条件のいずれかを満たす地域を将来市街地候補地として、市街化区域への編入を検討していきます。

■地理条件■

- ・市街化区域に隣接している地域

■土地条件■

- ・既に市街地を形成している地域
- ・おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域

人口・土地将来予測との整合が取れ、面整備の確実性等の条件が整った地域においては、決定権者である愛媛県と十分協議をした上で、市街化区域への編入を検討します。

なお、具体的な市街化区域編入については、原則として、土地区画整理事業等の面的な整備が地域住民等により実施された地域に限定して行います。

② 地域地区制度の運用方針

ア. 用途地域

用途地域制度は、良好な市街地環境の形成や、都市における住宅、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保と市街地環境の保全を目的として、建物の用途、容積率、建ぺい率、高さ等を規制・誘導する制度で、都市全体の市街地構造を大きく形づくり、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たしています。

用途地域は、市街化区域に必ず適用される必要最小限の土地利用規制として、目標とする市街地像に応じて、住居・商業・工業など12種類の区域に区分して指定することができます。

用途地域の指定にあたっては、都心居住の推進など、都心拠点を中心とした都市構造のもと、住居・商業・工業等の各種都市機能が有機的に配置されるように定め、段階的で機能的な土地利用と良好な市街地環境の確保をめざします。また、地域の特性を考慮しつつ、良好な市街地環境を確保するため、地域の位置づけに応じて容積率、建ぺい率等を定めます。

遊休地等については、将来の産業・人口を勘案し、周辺の土地利用を考慮しつつ、土地の有効活用が図れる用途変更を検討していきます。

a 産業系

都心商業地については、まとまりがあり利便性が高く、商業・業務機能と都心居住が良好に調和した魅力的な都心エリアを形成するため、限られた空間を有効に利用できるよう高度利用を前提に用途地域や容積率・建ぺい率等を定めます。

観光地や流通業務地については、基本的に商業系用途地域を定めますが、観光地における継続居住や流通業務地における操業環境の維持・増進の観点から、適切な建ぺい率や容積率の指定を行うとともに、特別用途地区※の活用についても検討します。

工業地では、生産・流通活動の増進及び公害の防止の観点から、工業の集団化及び専用化を図るため、工業系用途地域を定めます。

遊休工業跡地については、用途変更も視野に入れ、土地の有効活用を検討していきます。

b 住宅系

中高密度住宅地については、集合住宅や商業施設等の生活利便施設等が複合する市街地として、土地の流動化を容認しつつも住環境の悪化をもたらす恐れのある建物の立地を抑制するよう用途地域を定めるとともに、適正な密度規制を図ります。

低密度住宅地については、戸建て住宅を主体とする専用住宅地として、良好な住宅の維持・増進を図ります。しかし、地域特性に応じて、住環境に多大な影響を与えない範囲で生活利便施設等の立地を図るなど、適切な用途地域を定めます。

既存の住宅地や日常的な商業施設、各種生活利便施設、公共施設等が既に集積している地区(地域生活拠点)については、商業サービス施設や住宅の良好な共存をめざし、地域ニーズを踏まえつつ、必要に応じて、用途地域や容積率・建ぺい率等の見直し検討を図ります。

住居系市街地に整備が進む幹線道路沿道については、良好な居住環境を確保すると同時に、利便性の向上を図るという観点から、用途地域の緩和を図る場合には、住居系用途地域での検討を行います。ただし、国道など主要な都市間を結ぶ主要幹線道路においては、関係各機関との調整のもと、適切な用途地域を指定します。

住宅と工業系施設の混在がみられる地区については、地区計画や特別用途地区の活用を図りつつ、無秩序な用途の混在による居住環境や操業環境の悪化防止とともに、土地利用の増進に努めます。

イ. 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は建物が密集して火災の危険が大きい地区を対象に防災機能の向上をめざして定める地域地区です。松山市では、中心商業地域において防火地域が、また、松山城周辺地区、道後地区、素鷲地区、三津地区等に準防火地域が定められています。

今後は、多くの人が集まる主要駅周辺、避難路となる幹線道路沿線等への指定を検討し、火災に強い都市構造を形成します。

4. 都市づくりの方針

ウ. その他の地域地区制度

特別用途地区は、用途地域の制度を補完し、地域の特性に応じた特別な目的による土地利用の増進や環境の保護を図るため、建築規制を強化または緩和するものです。

高度利用地区や特定街区等は、一定のオープンスペースの確保等を行う開発に対して容積率の割り増しを与える特例制度であり、マンション建て替えなど都心部の都市機能の更新においても有効な手段となります。

松山市では、地域特性に応じて、適宜検討を行っていきます。

風致地区は、都市の風致の形成を目的として、建築物・工作物の建設、土地の形質の変更、木竹の伐採等を規制する地区です。松山市では、市街地に近接した自然緑地等に対して、今後、指定を検討していきます。

③ 地区計画制度の運用方針

地区計画は、身近な生活環境の整備や、保全の取組みを応援するきめ細かなまちづくりの制度です。例えば、「利便性が高く、良好な景観を持つ都心部を形成する」「緑豊かな住宅地の環境を保全する」「区画整理事業地等で、住みよい街をつくる」「農地や空地の多い地区で、秩序あるまちなみを誘導する」「建築物等の用途の混在を防止するとともに周辺環境と調和した産業集積地区を誘導する」ときなどに地区計画を定めます。

また、地域住民の意見を聞き、市と市民が協力しながら案を策定するなど民主的な手続きによって定めるものであり、住民自らが発想し定め運用することができる市民協働のまちづくり手法です。

市民の参加と合意のもと、地域の特性に応じて地区計画制度を有効に利用することで、市内全域で幅広く活用し個性豊かなまちづくりを行います。

特に、土地区画整理事業など面的な整備を行う地区、線引きや用途地域の見直しを行う地区、都心部など良好な景観との調和を図る地区等については、積極的な運用に努めます。

また、市街化調整区域においては、市街化を抑制すべき区域であるという性格を変えない範囲で、優良な農地の保全及び災害防止や自然環境の保全等との調和を図りつつ、人口定住による地域の活性化や地域特性にふさわしい良好な居住環境の維持・形成を図るため、「松山市市街化調整区域の整備・保全の方針」に基づき、適正な開発を誘導します。

市全体の産業振興と調整区域における雇用創出を図るため、周辺の自然・農業環境や集落地との環境調和に十分留意しつつ、広域交通条件の優れた地区、まとまった規模等の条件が整った地区において、地区計画制度を活用した良好な工業地の立地を許容していくものとします。

④ 開発許可制度の運用方針

開発許可制度は、開発行為に一定の水準を確保させるとともに、市街化調整区域においては開発行為を抑制し地域の市街化を抑えることを目的としており、区域区分制度（線引き）と一体となって運用されます。このため、今後とも開発許可制度の適切な運用を図ります。

なお、平成12年の都市計画法改正により、市街化区域に隣接及び近接した市街化調整区域の地域の一部において、松山市の条例で区域と用途を限定して開発行為を認めることができるようになりました。しかし、この制度は、実質的に市街化区域の拡大となることから、都市基盤の整備状況、都市的土地利用の進行状況等を考慮する必要があり、今後の検討課題です。

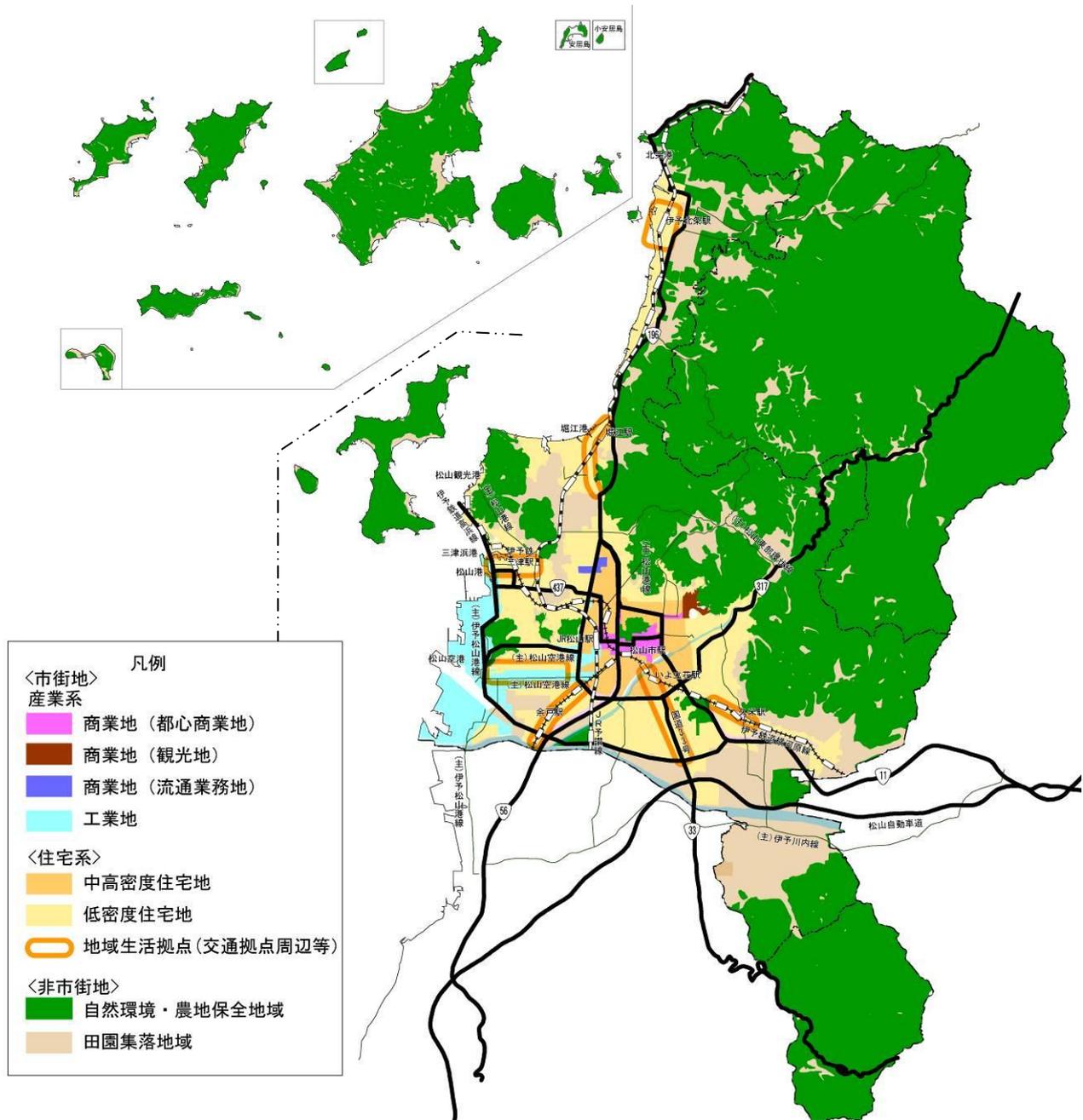
⑤ 事業手法(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)の活用

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備は、土地の利用増進を図ると同時に道路や公園など公共施設を一体的に整備することで、土地の有効利用を図るものです。このため、松山市では、都心居住の推進など都市再生や農地等の都市的未利用地の有効活用等に向けて、積極的な推進を図ります。

また、都心における土地の有効・高度利用と併せた、ゆとりと魅力あるオープンスペースの確保を図るため、優良建築物等整備事業の推進を図ります。

都市基盤施設は、市民生活の利便性や安全性を向上させるとともに、土地の流動化や民間資本の導入を促すなど、機能的な都市活動と快適な都市生活を確保する上で欠かせない施設です。しかし、一方では、無計画な土地の活用を生み出すなど、市民生活の向上を基本とした規制誘導方策が欠かせません。

このため、都市基盤整備にあたっては、地区計画制度など土地利用規制・誘導手法を有効に活用することで、計画的な土地利用が形成されるように努めます。また、限られた財源の中で最大の効果を生み出すよう、必要性や緊急性を考慮して重点的な都市基盤整備に取り組んでいきます。



土地利用の方針図

2) 市街地整備の方針

(1) 旧市街地の整備方針

昭和 35 年国勢調査で人口集中地区(DID 区域)に設定されている道後温泉を含む松山城周辺及び三津浜周辺や北条周辺は、共に商業・業務施設が集積した市街地として栄えてきた地域です。しかし、近年、三津浜周辺や北条周辺の人口減少が目立っています。また、松山城周辺においても、空き店舗の増加傾向がみられ、商店街の空洞化が懸念されています。

また、これらの地域は、JR 松山駅、松山市駅、三津浜港といった広域交通拠点有しており、人、もの、情報が集まる市街地となっています。

そのため、市民や来訪者が共に快適で魅力ある市街地空間の形成を図るために、民間活力を活用しつつ、住環境に配慮しながら、商業機能の高度化を誘導するとともに都心居住を促進します。

また、「松山市交通バリアフリー基本構想」や「健康医療福祉まちづくり構想」に基づき、すべての人が快適に移動できる良質な健康と生活のための都市空間の創出をめざして、歩道の整備等を行うとともに、駅等の旅客施設、公共交通機関、歩行空間、交差点等においてバリアフリー化を推進します。

① 松山城周辺

ア. 安全で快適な都市機能の充実

人が住まい・交流する魅力ある空間として、高次商業・業務機能の集積と利便性の高い都心居住を促進するとともに、土地の有効高度利用を図り、集積効果の高い様々な機能が集中した市街地を形成します。

環境負荷を低減するため、自動車から公共交通や自転車交通への交通手段の転換を図り、環境にやさしい市街地の形成に努めます。

LRT やノンステップバスの導入支援、鉄道駅や電停のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者などすべての人への利便性向上を図ります。

歩道及び自転車通行空間等の整備を図り、市民や来訪者が、安心して歩けるゆとりある歩行空間を確保していきます。

市民や来訪者が憩いの場としてくつろげる公園、広場などオープンスペースの確保を図ります。

イ. 魅力あるまちなみ形成

松山市のシンボルとなる松山城、道後温泉や大学等の集積、寺社の立地など貴重な都市部にある文化資源を活かしたまちなみ形成を図ります。

また、地域住民との協力のもと地区計画や建築協定等の制度を活用して、魅力あるまちなみ形成に努めます。

② 密集市街地等

ア. 密集市街地の改善

狭小な道路や老朽化が進み居住水準の低い住宅など、住宅・住環境の改善が必要とされる地区においては、密集住宅市街地整備促進事業等の手法を活用し、良好な住環境を整えとともに、住宅の建て替え等を検討していきます。

4. 都市づくりの方針

イ. 特色あるまちなみ形成

古くから渡し船が往来するなど海上交通の拠点となっている三津浜周辺は、松山市の海の玄関口でもあり、人・もの・情報が交流する地域であるため、古くからの風情あるまちなみを活かしながら、市民、来訪者が共に快適に過ごせるまちづくりに努めます。

(2) 既成市街地の整備方針

昭和 60 年国勢調査で人口集中地区(DID 区域)に設定された旧市街地から郊外へ向けて広がる既成市街地地域は、主に臨海部の工業系市街地と低層住宅地の形成がみられます。

旧市街地近郊においては、オープンスペースの確保を図り、緑豊かでありながら商業・業務系と住居系用途が複合した低・中層市街地の形成に努めます。

また、郊外の主に低層住宅が広がる地域については、戸建て住宅主体の専用住宅地として土地利用の維持・増進を図り、良好な住環境の形成に努めます。幹線道路沿道については、市街地の沿道利用を図るという観点から、地域の特性に配慮しつつ、住環境と調和した沿道型市街地の形成を図ります。

① 良好な住環境の確保

既成市街地内に残存する農地等の都市的未利用地は、土地区画整理事業や地区計画の制度の活用を検討しつつ、計画的な市街地の形成により、良好な住環境の確保を図ります。

また、都市的未利用地を活用してオープンスペース等の充実を図り、ゆとりと潤いのある専用住宅地の形成を図ります。

幹線道路沿道は、良好な住環境を確保するとともに、市街地の沿道利用を図るという観点から、地域の特性を配慮しながら、沿道型の市街地の形成にも努めます。

狭小な道路や老朽化が進み居住水準の低い住宅など、住宅・住環境の改善が必要とされる地区においては、密集住宅市街地整備促進事業等の手法を活用し、良好な住環境を整えるとともに、住宅の建て替え等を検討していきます。

(3) 新市街地の整備方針

平成 12 年国勢調査で人口集中地区(DID 区域)に指定された区域で、昭和 60 年人口集中地区(DID 区域)以外の区域、また、市街化区域で平成 12 年人口集中地区(DID 区域)以外の区域を「新市街地」とします。

新市街地においては、土地区画整理事業や地区計画等の制度の活用により規制・誘導を図ることで未然にスプロール化を防ぎ、優良な住宅地として整備を図ります。

① 良好な住環境の確保

市街化が進行しつつある地区については、公共施設の整備、道路等の生活基盤整備を進めていきます。

また、無秩序な開発が予測される地区については、積極的に土地区画整理事業や地区計画等の手法の活用を検討し計画的な市街地の整備・誘導に努めます。

(4) その他市街地整備の方針

① 大規模住宅団地等の再生

古くからの大規模住宅団地や既成市街地において、高齢化や団地の老朽化に伴う環境の荒廃化の抑制や、団地内コミュニティや自治活動等の活性化が図れるよう、空地・空家の交流空間としての利活用促進や、公共施設の維持・管理、日常生活サービスの充実、住み替え等への支援を図るなど、地域住民が主体的に取り組むエリアマネジメントの活動に対する支援の強化を検討していきます。

② 地域生活拠点の整備

主要な鉄道駅周辺やバス路線沿道等で、日常的な商業施設や各種生活利便施設、公共施設等が集積している地区(地域生活拠点(交通拠点周辺地区))については、公共交通機関を利用しやすい交通環境づくりやバリアフリー化の推進を図るとともに、近接する地域の自然・歴史文化資源や公共施設との連携や、空地・空家等を活用しつつ、日常生活支援機能の維持・充実や、交流環境の充実、良好な住宅の立地誘導、歩きたくなる回遊環境の充実など、賑わいある地区形成をめざします。

また、福祉・子育て支援・多世代交流・健康増進機能の充実など、地域の定住魅力の増進や賑わい強化に向けての機能強化と、公共交通の利用促進の方向性について、検討を進めます。

③ その他

長期未着手の素鷲土地区画整理事業・計画地区については、事業の見直し検討を図るとともに、地区計画等の活用により、密集市街地の改善を進めます。

3) 住宅の整備方針

① 基本方針

現在、住宅建設等の住宅施策は、指針となる「住生活基本計画」に基づき展開されています。住宅は市民の生活において基盤となるものであり、市民の生活により近い立場で住宅政策の展開を図るよう国から求められています。

松山市においても住宅マスタープランを策定しており、これに基づき地域の特性に応じた住宅政策を展開していきます。

既存住宅ストックの老朽化や、将来の人口減少社会の到来に伴う空地・空家の増大等の懸念事項への対応、及び高齢社会の本格到来や地球環境への配慮等への適切な対応など、定住機能を支える魅力ある住宅の維持・確保を図ります。

② 整備方針

ア. 住み手重視の「住宅市場」づくりに向けた政策体系への転換と良質な住宅ストックの形成

市民全てが、質の高い住空間で快適に住まうことができるように、公的住宅の直接供給を中心としたこれまでの住宅政策体系から、民間分野を含めた住宅市場全体を視野に入れた「総合的な住宅施策体系」への転換を図り、良好な住宅ストックと安全で快適な住環境の形成を促進します。

都心部においては、土地の有効利用、高度利用の誘導による魅力ある都市型住宅の供給促進とともに、住み替え支援等により、まちなか居住を推進します。

また、県産材を活用した良質な木造住宅の普及促進や、歴史的地域における歴史的まちなみと調和した良好な景観建築物の形成など、特色ある住宅の立地誘導を促進します。

イ. 少子高齢社会に備えた住宅・住環境づくり

高齢社会の本格的到来に備えて、高齢者・障がい者等の自立した生活を支え、高齢者等が快適に暮らせる住宅・住環境の整備を進めることが、今後ますます重要となることから、市民全てが高齢期を迎えても、住み慣れた地域・住宅で適切な住生活支援サービスを受容でき、安心・安全な生活が送れるよう、民間住宅のバリアフリー化やリフォーム等の指導・誘導と支援を図るなど、住宅・住環境の形成を促進する施策を展開します。

また、都心や地域拠点など、生活支援サービス機能の集積があり、公共交通の利便性が高い駅周辺の市街地において、空地・空家等を活かした魅力ある高齢者向け住宅や、ケア付き住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の立地誘導や、郊外との住み替え支援を図るなど、高齢者のまちなか居住の促進を検討していきます。

ウ. 災害に強く、快適で賑わいのある都市づくりに貢献する住まい・まちづくりの推進と消費者支援

個性豊かな地域づくりの中で、人との交流を深めながら、生き生きと住まうことができるよう、災害に強い住宅・住宅市街地の整備や街の快適性を高め、地域の共同社会を育む住民主体の住まい・まちづくりを進めます。

また、市民全てが、合理的に住まいを選択・改善して、大切に住むことができるよう、消費者支援・保護の視点に立ち、住宅市場が円滑かつ適正に機能するよう、誘導と支援を進めます。

古くからの大規模団地や既成市街地において、高齢化や団地の老朽化に伴う環境の荒廃化の抑制や、団地内コミュニティや自治活動等の活性化を図れるよう、空地・空家の交流空間としての利活用促進や、公共施設の維持・管理、日常生活サービスの充実、住み替え等への支援を

4. 都市づくりの方針

図るなど、地域住民が主体的に取り組むエリアマネジメントの活動に対する支援の強化を検討していきます。

Ⅰ. 環境保全に配慮した住宅施策の推進

地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化など、様々な地球規模の環境問題は、21世紀の人類が直面している大きな課題です。

そのため、地球規模の環境問題に対応するなど、市民全てが自然環境と共生して、豊かに住まうことができるよう、住宅の省エネルギー化や太陽光発電システムの導入など、環境にやさしい住宅施策を一層推進します。

4) 交通体系の方針

(1) 松山市の交通体系のあり方

松山市では、生活の中で自動車交通に依存することが多くなっていますが、このままだと、交通渋滞の慢性化や交通事故の増大、環境負荷の増大に加え、公共交通離れやそれに伴う公共交通サービスの低下(路線の縮小、廃止)等が生じることが懸念されます。

このため、市内に存在する、道路網や公共交通網等の交通体系を最大限に活かしながら、市内各所や周辺都市を有機的に結び、都市の発展に資する総合的な交通体系の確立を図る一方、自動車交通への過度な依存を抑え、公共交通や自転車交通など、人々の暮らしに応じた、多様な交通サービスの提供により、交通環境の改善と、高齢者も含めて誰もが移動しやすい交通環境の充実をめざします。

また、都心部等の商業・観光・公共機能等が集積し、多くの人が集まる地域を中心に、自転車利用がしやすく、歩きたくなるような交通環境の充実を一層推進することにより、回遊・滞留性の強化や、賑わいあるまちづくりを推進していきます。

(2) 道路の整備方針

① 基本方針

松山空港や松山観光港、三津浜港、四国縦貫自動車道松山インターチェンジ等の広域的な交通拠点と有機的に結び、都市圏内の連携の強化を図ります。

市内各所を連携するため、路線の整備優先順位を検討のうえ、適切な道路整備を推進し、都市の交通骨格である放射環状型の道路網の確立を図ります。

自動車交通への過度な依存を抑えるため、郊外駅等において交通結節機能の向上を図り、公共交通機関との連携を高めます。

都心部を中心に、車道中心の道路から歩行者・自転車のための空間を充実させた道路に再編するなど、「歩いて暮らせるまち」をめざした「人」のためのみちづくりを進めます。

その他、「松山市環境総合計画」、「人にやさしいまちづくり指針」、「松山市交通バリアフリー基本構想」及び「健康医療福祉まちづくり構想」に基づいた整備を図っていくなど、「道路環境の向上」「都市発展(活力)」「利便性」「うるおい」を実感できる道路整備を推進します。

② 整備方針

ア. 高速道路と連携した体系的な主要幹線街路の整備

四国縦貫自動車道と市域各部を効率的にネットワークする松山外環状道路等の主要幹線街路の整備を推進します。

放射環状型道路網の構築に向けて、放射路線である幹線国道、環状線機能をなす松山環状線・松山外環状道路等の主要幹線街路の未整備区間の整備を図ります。

また、渋滞等の著しい箇所において、既存幹線の渋滞解消、道路容量の増加策（交差点部の立体化、鉄道との立体交差化、車線増等）を推進します。

イ. 都市計画道路の計画的整備

松山市の道路網の特徴は、国道（11、33、56、196、317、437号）など主要幹線が都心部から放射状に伸びているとともに、都心部の外周2kmに松山環状線が存在し、4kmに松山外環状道路の計画のある放射環状型の道路形態にあります。

市全域としてこのような放射環状型の道路網体系の形成を図る一方、地区レベルでは地区内交通の円滑化や通過交通の抑制に資するため、既存の都市計画道路の整備を推進します。

ただし、都市計画道路には、計画決定から長期未着手のままとなっており、路線の必要性が低下している可能性を有する路線も存在しているものと考えられるため、路線の必要性を検証し、都市計画道路網の見直しを図ります。

また、整備にあたっては、路線の機能等を踏まえて、優先順位を明確にした整備プログラムを策定するとともに、定期的な見直しを図りつつ、計画的な整備推進を図ります。

ウ. 面的整備と連携した道路整備

秩序ある市街地を形成する面的整備事業を積極的に推進し、各事業から生み出される道路の積極的活用を図ります。

エ. 生活道路（一般市道等）の交通安全対策

地域住民の利便性・生活環境・安全性等の面から問題がみられる生活道路について、車両の交通規制やスピード抑制の喚起、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図るなど、地域住民と協働した交通安全対策確保の取組みを進めるとともに、都市計画道路整備等と連携しながら、重要な路線の整備を推進します。

オ. 自転車の利用環境の整備

駅や電停、バス停等において、サイクルアンドライドに資する駐輪場や自転車通行空間等の整備を図るとともに、コミュニティサイクルの導入等を検討し、公共交通と連携し、快適に自転車を利用できる環境づくりを進めます。

特に、都心部においては、拠点的な駅や電停、駐輪場等を結び、自転車の主要な動線となる「主要自転車軸」のネットワーク化を進めるとともに、河川沿い等の水辺を活かしたサイクリングロードの充実を図ります。

また、自転車の交通量が多く、自転車の走行空間が十分に確保されていない主要な路線については、車の流入抑制や道路空間の再配分・無電柱化等を図ることにより、自転車が歩行者や自動車と共存できる快適な通行空間の形成を図ります。

カ. 快適な歩行空間の整備

市民や来訪者が散策をしながら松山市のまちなみや歴史的資源や水辺を楽しめるような、魅力的な歩行空間の整備を図ります。

4. 都市づくりの方針

高齢者や障がい者を含めあらゆる方々の安全性・利便性に配慮した歩行空間の形成をめざし、歩道のバリアフリー化や陸橋の改良等を進めます。

特に、都心部において歩行者の交通量が多く、歩行空間が十分に確保されていない主要な路線については、道路空間の再配分・無電柱化等を図ることによって、来街者の回遊に資する「歩行者軸」の形成を図ります。

また、歩道上の放置駐輪や看板等を排除し、歩行者が快適に通行利用できるよう、マナーの向上に向けた意識啓発や指導等の強化を図っていきます。

キ. 景観に配慮した道路整備

幹線道路の整備においては、道路の緑化はもとより、多くの市民や来訪者により親しまれる道路空間の創造を図るため、地域の特性を踏まえつつ魅力ある道路景観の形成を推進します。

(3) 公共交通の方針

① 基本方針

高齢化が進行するなか、高齢者など交通弱者の移動を支えるサービスの確保が重要であるため、多様な公共交通が有機的かつ効率的に連携した交通体系の維持・確立を図ります。

また、自動車交通への過度な依存を抑えるにあたり、自動車交通からの転換の受け皿として十分に機能するよう、公共交通の利便性の向上を図ります。

② 整備方針

ア. 公共交通機関の利便性の向上

JR松山駅においては、松山駅付近連続立体交差事業や松山駅周辺土地区画整理事業と一体となって、本市の玄関口にふさわしい駅空間の整備を図ります。

公共交通機関の利便性向上を図るため、拠点となる駅や電停等において、乗り継ぎ利便性の向上、駅と接続するコミュニティバスの導入、サイクルアンドライド、パークアンドライド、バス停のハイグレード化など、交通結節機能強化に向けた検討や導入を図ります。

特に、高齢者や障がい者等が安心して利用できる環境を確保するため、LRT やノンステップバスの導入の支援や、駅や電停のバリアフリー化等を図ります。

また、都心部の路面電車と郊外路線の乗り継ぎ利便性の強化について検討していきます。

自動車から公共交通への転換を促進するため、不要不急なマイカーの自粛に向けたモビリティマネジメントや意識啓発活動等を進めます。

また、バスの利便性向上や地域公共交通の維持確保に向けて、地域住民や民間事業者と協力しながら、バスネットワークの再編や新たな交通システム(デマンドタクシー等)の導入の検討を図るとともに、公共交通の利用促進活動を推進していきます。

イ. 鉄道高架化の促進

鉄道と幹線道路の交差により発生する交通渋滞や地域分断を解消するため、鉄道の高架化事業を関係機関と協力して推進を図ります。

推進を図るにあたっては、市街地再開発事業とセットで行うなど、各種事業手法を活用して事業の促進に努めます。

ウ. 鉄軌道の延伸等の検討

松山市の海の玄関口である松山観光港の旅客ターミナルへの利便性の向上を図るため、松山観光港と高浜駅との連携の強化を検討していきます。

JR 松山駅周辺の鉄道高架事業に伴い、駅西部への路面電車の延伸を進めるとともに、広域的な玄関口である松山空港との連携強化を検討していきます。

また、その他の路線についても費用対効果を考慮し、関係機関との調整により整備を検討します。

エ. 人口減少地域等における公共交通サービスの維持の検討

人口減少社会及び超高齢社会の到来を迎えるに際して、身近な生活交通として重要な役割を果たしているバスや海上交通等の公共交通について、人口減少地域等でのサービス維持が課題となっており、関係機関との協議・調整を図りながら、費用対効果に考慮しつつ、公共交通の利用促進方策やサービスの適正化、及び支援や市民負担等のあり方について検討していきます。

(4) 駅前広場、駐車場等の整備方針

① 基本方針

主要な駅前等についてはバリアフリーに配慮した広場の整備を図り、バスの乗り入れやタクシー、自家用車の送迎等に対する利便性の向上を図るとともに、まちの顔である駅の景観整備に努めます。

また駐車場については、駐車施設量はある程度確保されてきていますが、引き続き「松山市駐車場整備計画」に基づき、まちの活性化やまちづくりに資する駐車対策、依然として残る路上駐車や観光や開発に伴う新たな需要への対応を図ります。

併せて、交通渋滞の緩和や環境に配慮したまちづくりを進めていく上で、商業・業務機能が集中している市街地への車両等の乗り入れを制限する方策として、需要や導入可能性等を踏まえて、サイクルアンドライドやパークアンドライドの推進を図ります。

② 整備方針

ア. 駅前広場等の整備推進

多様な人の交流場所である駅等において、公共交通機関と道路との結節機能を強化するため、広場の設置など、駅前の整備を積極的に進めます。

イ. 都心部の公共駐車場整備

JR 松山駅周辺においては、松山駅周辺土地区画整理事業に併せて民間駐車場との整合を図りながら、必要に応じた公共駐車場の整備を検討します。

ウ. サイクルアンドライド等の導入の検討

都心部の交通量の減少による渋滞緩和、排気ガス等の環境負荷の低減、観光地における一時的に集中する観光需要への対応等をめざすために、車両等の乗り入れを抑制する方策として、サイクルアンドライドを推進するとともにパークアンドライドも検討します。

エ. 沿道型商業施設の駐車場対策

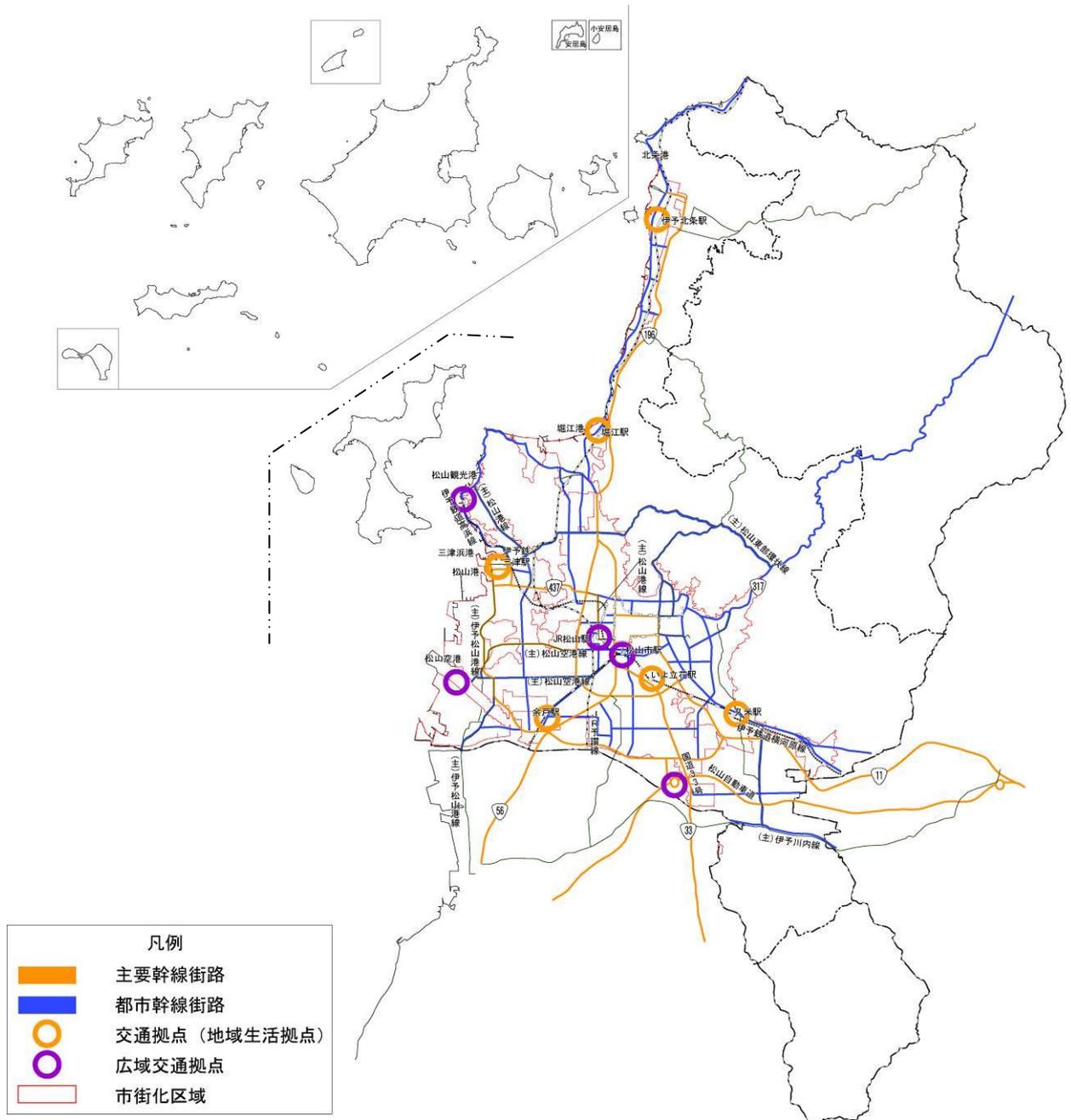
沿道型商業集積が多い地域においては、原因者負担の原則に立ち、必要数の駐車場の確保や荷捌きスペースの確保等のルール化を図っていきます。

オ. 駐輪場の建設促進

主として都心地域で顕在化している放置二輪の対策に向け、規制・誘導等のルール化とともに、必要な駐輪場の確保を推進します。

カ. 交通マナー意識の啓発

交通対策の一環として、駐車・駐輪も含めた交通マナーについての意識啓発活動を行います。



交通体系の方針図

5) 環境に配慮したまちづくりの方針

(1) 自然的環境の保全・形成の方針

① 基本方針

松山市には、東部・南部・北部の山地部や市街地に近接した緑地等が多くみられます。

松山市を豊かな自然に包まれたうるおいと安らぎある都市として創造していくためには、市街地及び市街地周辺に広がる河川、山地部や海辺等は、欠かせない資源であり、これらの自然環境については積極的に保全・活用していきます。

② 整備方針

ア. 自然環境・生態系の保護、水源林の保全

高縄山系、石鎚山系に連なる山地、経ヶ森や白石の鼻、興居島、鹿島や波妻の鼻等は、一部、瀬戸内海国立公園、奥道後玉川県立自然公園にも指定されており、植生や生態系が豊かで優れた自然環境を有しているとともに、水源涵養や砂防に寄与する緑地でもあるため、今後も積極的に自然の維持・保全を図ります。

イ. 良好な自然景観を生み出す緑地の保全

市街地から見渡せる範囲の斜面の果樹畑及び市内各所に点在する都市緑地、風致地区及び市の自然環境保全条例に基づく景観樹林保護地区等は、松山の良好な自然景観を構成する緑地として保全・活用を図るとともに、景観樹林保護地区の指定も検討していきます。

なお、風致地区の整備手法として、将来、公園・緑地としても検討していきます。

ウ. 生産基盤である農地の保全

市街地を取り囲む水田・果樹園等の農地は、骨格となる緑地・災害防止に寄与する緑地ですが、長期的には市街地の進展と農業の生産基盤の維持等との調整を図りながら保全に努めます。

農地の荒廃化を防止するとともに、遊休農地の活用を図るため、市民農園等の拡充に努めます。

(2) 公園緑地の整備方針

① 基本方針

公園緑地等は、人々にうるおいと安らぎを与えるとともに、レクリエーションの場として活発な余暇活動を促進します。また、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして、防災上の役割も高くなっています。

今後は、「緑の基本計画」に基づき、市民が身近に自然を享受できる公園緑地を含めたオープンスペースの整備・創出を市民・企業・行政の連携・協力のもとに展開していき、まちなかの賑わいやコミュニティの増進に向けて、利活用促進を図っていきます。

また、花を活かした個性的な緑化など、市街地における緑化推進と、身近な定住環境の魅力の強化を進めていきます。

② 公園の整備方針

ア. 都市公園の整備

都市の顔ともいえる都市基幹公園や広域公園の整備を積極的に進めます。

広域型の公園は山地、河川、景勝地など豊かな自然資源を活用する形で配置しますが、広く市民が利用しやすいように、道路整備等と調整を図って立地場所等を検討します。

住区基幹公園は、地域社会のコミュニティの場として親しみやすい公園整備に努めます。

また、再開発事業等の都市計画手法とセットで事業を実施することにより、公園の確保に努めます。

イ. 拠点となる公園の整備

城山公園は、都心部の中で重要な公園スペースとなっています。都心部の安らぎと休息の場であるとともに、松山市のシンボルとなる市民の公園であり、今後も計画的な整備を図ります。

松山総合公園、松山中央公園等は、本市の緑の拠点として市民の多様なニーズに対応できる公園であり、維持・保全を図るとともに整備を促進していきます。

③ 緑の整備方針

ア. 県都として質の高い緑地の創出

松山城周辺の地区は、県都として主要な都市機能が集積し、松山城の豊かな緑を含む松山市のシンボルとなる地域であるため、豊かな緑を歴史・文化的拠点として保全・活用するとともに、公共公益施設、道路等の緑化を推進します。

イ. 緩衝的な緑地の整備

臨海部周辺は、一部に住工混在地が形成されており、災害防止及び住環境の向上を図るため、工場地内の緑化及び外縁部に緩衝的な緑地を整備します。

ウ. 山と海を結ぶ河川緑地の整備

石手川及び重信川は生態系が豊かなことに加え、河川敷は広々として市民の憩いの場となる水辺の空間であり、山の緑とまちの緑、海の自然を結ぶ本市の骨格となる水と緑の軸として重要な存在であることから、河川緑地の整備・活用を図ります。

4. 都市づくりの方針

工. 幹線道路の緑化

近隣市町村と連結する各国道をはじめ、都市の骨格となる主要幹線道路は、環境や景観面で軸となり、また、拠点となる緑地を結ぶ市街地内ネットワークとして重要な緑地であることから、街路樹の維持・保全及び創出を図ります。

オ. 市民が親しめる緑環境の確保

山間部や緑地等は貴重な緑資源であり、市民が緑と親しむ空間として国立・県立自然公園や風致公園等の限られた区域において、保全の方針に配慮しながら、遊歩道や休憩所等の緑のレクリエーション空間として整備します。

カ. 利用しやすい公園づくり

既存の公園について、住民ニーズを踏まえつつ、バリアフリー化、長寿命化、遊具の安全点検、防犯対策とともに、魅力ある緑化の推進や利用したくなる公園環境の充実を図り、地域に利用され親しまれる公園づくりを進めます。

また、地域住民のアイデアを取り入れた公園づくりや、自主的な管理や交流イベント等の企画運営の促進を図ります。

キ. 地域特性を踏まえた緑環境の充実

健康志向に対応した公園づくりや、若者のアートや特色あるスポーツの場づくり、生態系に配慮したビオトープ空間の導入など、市民ニーズを踏まえつつ、市民との協働のもと、特色ある緑環境の創出を進めていきます。

地域の自然・歴史・田園資源等の交流拠点と連携しつつ、地域資源の隣接地や回遊経路上に、休憩や案内空間としてのポケットパーク等の設置検討を図り、各地域の資源を活かしたワールドミュージアムの充実を図っていきます。

都心部や地域生活拠点など、公共交通の利用促進と併せた賑わいや定住魅力の強化が望まれる地域において、バリアフリー化や歩行・回遊環境の魅力化など、健康増進に資する歩きたくなるまちづくりを進めていきます。

上記の緑のパブリックスペースについて、積極的な市民等の緑化や交流・散策イベント等の活性化を図ります。

ク. 市民参加型の緑化の推進

公共施設の緑化や市民参加型の緑化運動を展開し、緑化意識の定着を図ります。

市民が参加して身近な生活環境の緑を育てるシステムを育成します。

(3) 墓園

① 基本方針

都市の総合的な土地利用計画に基づき、自然的環境を有する静寂な場所で、周囲に及ぼす影響や風致美観に留意し、整備推進を図ります。

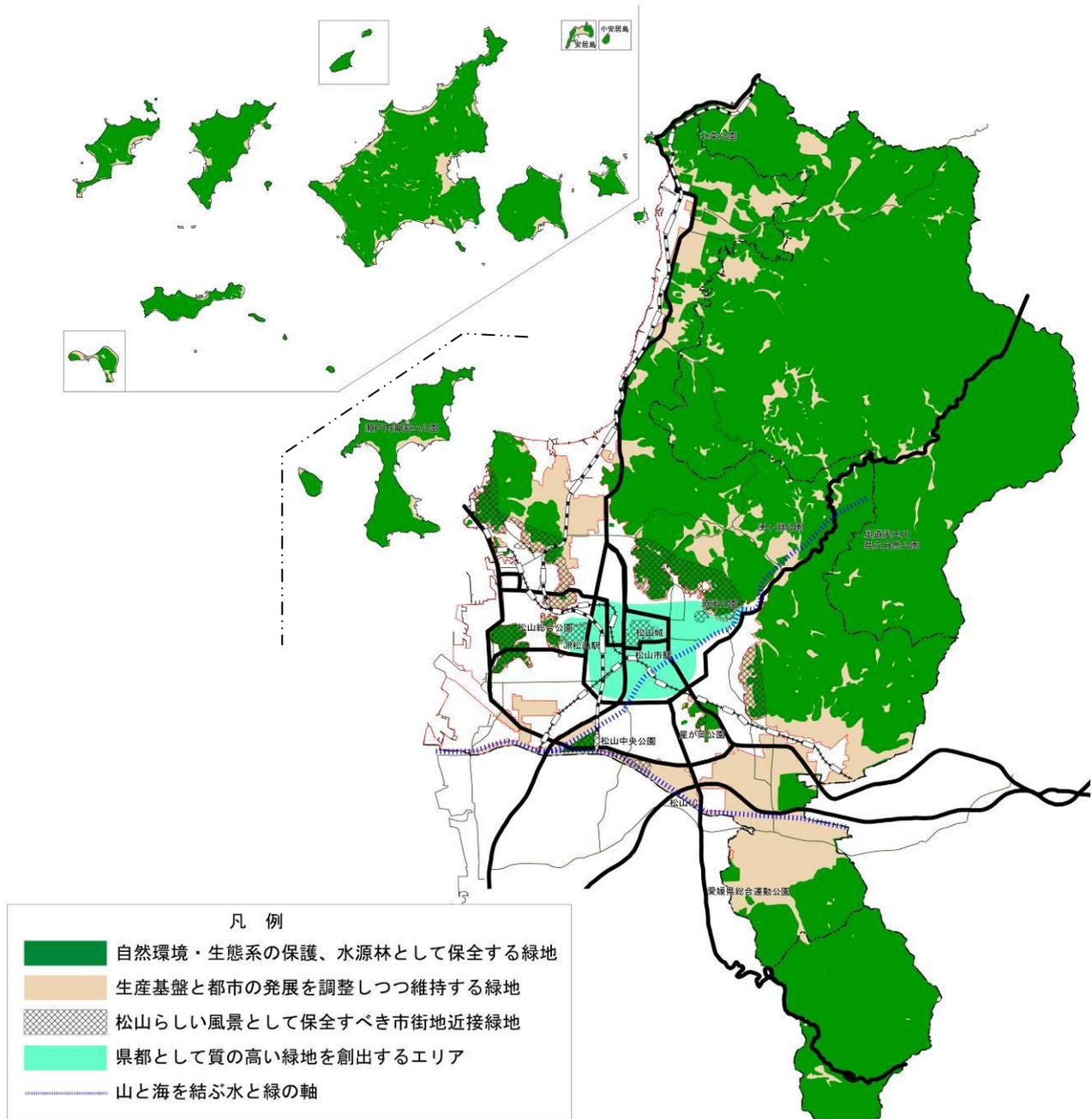
また、墓地の需要予測に合わせた供給計画により、基幹墓地として総合的な計画を策定し、段階的な整備を図ります。

墓園は、土地の有効利用と墓地不足の解消のため、緑豊かな公園的な墓地の構築により、基幹墓地としての重要な役割を果たし、社会環境にも効果的な施設となる整備を図ります。

② 整備方針

ア. 基幹墓地の整備

現在、食場墓園は火葬場、墓地等の施設を持つ基幹墓地として整備されていますが、将来に向けて今後増える墓地需要に対応するため、地域密着型の良好な都市環境施設として、新たな基幹墓地の整備推進をめざします。



緑の保全・創出の方針図

(4) 下水道の整備方針

① 基本方針

公共下水道普及率が全国平均に比べ大きく遅れている松山市においては、「第3次松山市下水道整備基本構想」に基づき、地域の実情に最も適した整備手法を採用しながら、早急な公共用水域の水質改善を図るため、合併処理浄化槽と連携し、実効性のある下水道整備を推進します。さらには、自然災害への対応を強化するため、浸水対策に加えて老朽化した下水道施設の改築・更新や地震対策にも取り組み、ライフラインとしての機能確保に努めます。

また、自然環境への負荷を低減し良好な水環境を再生するため、窒素・リン等の富栄養化物質の除去を目的とした処理施設の高度化や合流式下水道の改善対策を推進します。

さらに、処理水の再利用や下水汚泥の再資源化等を図ることで循環型社会の構築や地球温暖化防止に貢献する施設としての機能強化にも取り組みます。

一方、厳しい財政状況の中、将来にわたって持続可能な下水道事業を進めていくため、公営企業会計方式に基づく、経営の健全化・効率化を一層進め、経営基盤の強化を図ります。

② 整備方針

ア. 公共下水道の整備

効率的な都市経営に留意し、事業効果の高い市街化区域を主な対象とし、人口密度・水質保全の緊急度等を勘案しながら、普及率の向上をめざし整備に努めます。

イ. 合併処理浄化槽の整備

主に市街化調整区域と都市計画区域外を対象地区として、単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への移行を推進します。

ウ. 浸水対策の推進

緊急に浸水対策が必要と考えられる地区について、雨水幹線やポンプ場の整備を進めます。また、雨水浸透施設の整備や、浄化槽の雨水貯留への利用など、住民とも連携しつつ、雨水の流出抑制に努めます。

エ. 合流式下水道の改善

合流式下水道の雨天時における未処理下水の放流による環境への影響を低減するため、ゴミ等の異物の放流抑制や、既存処理施設を利用した水質改善を進めるとともに、既設雨水管渠が整備されている所から段階的に分流化を進めます。

オ. 高度処理への対応

既に高度処理対応施設を整備・導入している北部と西部浄化センターに続き、今後は全ての浄化センターにおいて、窒素やリンに対する第6次総量規制を勘案し、高度処理方式の導入を進めていきます。

カ. 施設・資源の有効利用

下水道処理水の農業用水や公園散水、せせらぎ回復等への利用促進を図るとともに、宅内での雨水貯留浸透施設の整備や浄化槽の転用を促進します。

下水汚泥について、現在実施しているセメント資源化の推進を図るとともに、エネルギー利用や、肥料等への利用について検討していきます。

また、既に実施している処理施設の上部利用についても、より一層推進していきます。

(5) 河川の整備方針

① 基本方針

河川本来の機能である治水、利水の適正な維持管理を行うとともに、近年の集中豪雨により頻発する土砂災害や水害に対応するための治水施設の整備、さらには、都市部における浸水被害解消のため、下水道との連携を図りながら、雨水対策を進めます。

市民の川づくりへの参画や環境問題への関心の高まりを踏まえ、河川と人との関わりの再構築をめざし、良好な自然環境の保全と再生を図るとともに、河川を活かした地域づくり等を推進します。

節水型都市づくりの推進にともない、水循環の保全・再生をめざします。

② 整備方針

ア. 河川整備とあわせた親水化

快適性の高い魅力ある河川をつくるため、河川整備と併せて親水空間の整備を図り、うるおいある水辺環境を創出します。

イ. 雨水流出抑制対策の検討

雨水をできるだけ速やかに流出させる雨水排除に加え、貯留・浸透させ、流出速度や流出量を減少させるような雨水流出抑制対策を検討します。

(6) その他の方針

① 整備方針

ア. 省資源・省エネルギー型の市街地形成の推進

市民や事業者が設置する太陽光発電システムや太陽熱利用システムに対して、支援を図り、新エネルギーの着実な普及と、地球温暖化対策の推進を図ります。

イ. 低炭素な交通環境の育成

公共交通を利用しやすい環境づくりと併せて、公共交通の利用促進を図るとともに、低公害バスの導入支援や、クリーンエネルギー自動車の導入促進を図り、低炭素な交通環境の育成・強化を図ります。

ウ. 環境関連産業の育成

温暖な本市の特性を活かした太陽光活用ビジネスや、屋上緑化など、低炭素社会の実現に資する環境関連産業の育成を支援していくとともに、周辺環境との調和に留意しつつ、工場適地等への立地誘導を進めます。

6) 景観形成の方針

① 基本方針

優れた景観をつくりだしていくためには、それぞれの特性を活かした地域ごとの景観形成の方針が必要となります。

松山市では、魅力ある景観づくりを進めていくために、景観条例を定めており、景観条例に基づく諸制度を踏まえた上で、都市景観基本計画や都市景観ガイドプランに基づき、優れた都市景観の形成を図ります。

また、地域の特性を活かした景観形成を図る上で、必要な地域について、景観法に基づく景観計画を策定しており、市民意向を踏まえつつ、順次策定地域の拡充を図っていくとともに、関連法制度を有効活用しつつ、良質な景観形成を促進していきます。

景観まちづくりに際しては、市民と行政が協働し景観形成に関わる意識の普及と啓発を進め、個性と魅力ある景観形成を図っていきます。

② 整備方針

ア. 保全と育成と創造

優れた景観形成を行うためには、都市の多様な景観特性に応じた適切な手法を持ち、貴重な景観資源を守り(保全)、優れた景観を受け継ぎ広め(育成)、未来の松山市にふさわしい景観を創り出していく(創造)という視点を持って景観形成に取り組んでいきます。

イ. 地域の景観特性を活かした良好な景観形成

高縄山系や石鎚山系の山地や海岸等の良好な自然景観については、瀬戸内海国立公園や奥道後玉川県立自然公園等の規制に基づき保全を図ります。

市街地または周辺の景観樹林や、良好な自然環境を有する地区について、市の自然環境保全条例に基づき、自然環境・景観の適正な保全と誘導を図ります。

うるおいのある水辺景観を形成するため、重信川や石手川等の自然景観の保全とともに、河川改修にあたっては修景護岸等の整備に努めます。

のどかな田園景観を守り育てるため、優良農地の保全や農地の荒廃化の防止など適切な管理指導や助言を行います。

特色ある景観を有する農村集落や漁村集落においては、地区特性に配慮しつつ、集落景観の保全と活用を図ります。

松山市のシンボルである松山城を核として、良好な景観と豊かなオープンスペースを有する快適性の高い市街地を形成します。

歴史性に配慮した個性ある景観の保全・創出を図るとともに、観光資源の価値を高めるため、道路温泉周辺の景観整備を図ります。

主要な幹線道路においては、魅力ある道路景観を形成するため、街路樹や歩道の美装化、無電柱化等に取り組むとともに、沿道大規模建築物等の意匠・形態や色彩をはじめ、秩序ある屋外広告物の規制・誘導に努めます。

都心部や各地域の地域生活拠点においては、地域環境と調和した個性ある景観を形成するため、地域の資源を活用とともに、賑わいのある景観への誘導に努めます。

4. 都市づくりの方針

ウ. 総合的、長期的な取組み

優れた都市景観の形成を進めるためには、積極的に道路・河川・公園等の公共施設の整備を図るとともに、建築物・広告物等の民間施設の整備、さらには市民・事業者への啓発など多岐にわたる取組みを行っていきます。

また、都市景観は長い年月にわたって多くの人々の努力と創意により、育まれ受け継がれ形成されるものであるため、長期的で総合的な視点で景観形成に取り組めます。

エ. 市民・行政・企業相互の協力による取組み

都市景観は、市民の景観に対する意識が反映されるものであり、松山のシンボルである城山の景観など人々に愛され親しまれる景観形成の保全のためには、市民・行政・企業それぞれが責務を認識し、互いに協力しながら景観形成に取り組めます。

協働による良好な景観形成活動の活性化を図るため、情報発信・表彰・支援等の充実を図ります。

7) 健康・福祉に配慮したまちづくりの方針

① 基本方針

高齢社会の進展に対応して、誰もが生き生きと暮らしていけるような、持続的なまちづくりを図るため、人口や都市機能の集積、公共交通の利便性等の面で優れている都心部等において、医療・保健・福祉機能が充実した、元気な暮らしや健康増進を支援するまちづくりを図ります。

医療・保健・福祉機能面のみならず、社会活動を行いやすいバリアフリーな環境づくりや、健康増進に資する歩きたくなる環境づくり、様々な交流や生きがい活動で賑わう環境づくり等を進めていきます。

② 整備方針

ア. 誰もが移動しやすい環境の充実

公共公益施設の集積地など、人が多く集まる地区等において、歩行空間の充実やバリアフリー化を進め、誰もが移動しやすい環境を充実していきます。

また、駅やバス停周辺のバリアフリー化や、乗り継ぎ利便性の向上、ノンステップバス等の導入支援等により、公共交通を利用しやすい環境づくりを進めます。

イ. 公園・公共施設等のバリアフリー化

公園や公共施設においては、高齢者や障がい者、子どもや妊婦など誰もが安心して利用できるよう、段差の解消やエレベーターの設置など、バリアフリー化を進めます。

ウ. 健康増進に資する歩きたくなる環境づくり

都心部や地域生活拠点など、公共交通の利用促進と併せた賑わいや定住魅力の強化が望まれる地域において、公共公益施設や地域資源を回遊する歩行・散策環境の魅力化など、健康増進に資する、歩きたくなるまちづくりを進めていきます。

また、健康志向に対応した公園づくりや、特色あるスポーツの場づくりなど、市民ニーズを踏まえつつ、市民との協働のもと、健康増進に資する身近な運動環境の創出を進めていきます。

整備に際しては、住民自身の日常的かつ身近な健康増進活動やリハビリを支援するような、休憩空間も含めた道づくりについて、保健・医療機関等とも連携しつつ、有効な健康増進プログラムの充実と併せて、利用者のニーズを十分に踏まえながら、地域の特性・課題を踏まえた取組みを推進していきます。

エ. 都心・地域生活拠点における高齢者の暮らしやすい環境の充実

都心や地域拠点など、生活支援サービス機能の集積があり、公共交通の利便性が高い駅周辺の市街地において、空地・空家等を活かした魅力ある高齢者向け住宅や、ケア付き住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の立地誘導や、郊外との住み替え支援を図るなど、高齢者のまちなか居住の促進を検討していきます。

また、空地・空家等を活用しつつ、日常生活支援機能の維持・充実や、交流環境の充実など、賑わいある地区形成を進めます。

特に、都心部においては、拠点開発等と連動して、医療機能や健康関連ビジネスの集積化を誘導・支援するなど、高齢者等のまちなか居住の促進と賑わい形成をめざした取組みを検討していきます。

8) 都市防災の方針

① 基本方針

防災対策の基本方針は、災害に強い都市構造の形成と防災体制の強化です。

住宅密集地域の再開発、道路の整備、公園・広場等のオープンスペースの確保等による都市計画事業の積極的推進を図るとともに、建築物の耐震・不燃化等の整備を長期的・計画的に推進することにより、防災都市づくりに努めるものとします。

また、既存消防体制の拡充・強化を図ります。

市民各自の防災意識の向上等を進め、自ら安全を守る減災体制の強化を図ります。

災害時要援護者や観光客も含めて、全ての人々が安心できる防災体制の充実を図ります。

松山市では、地域防災計画を策定しており、これに基づき災害に強い都市づくりを進めています。

② 災害に強い都市づくりの方針

ア. 市街地の整備

既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがあります。そこで、面的な都市基盤施設の整備と併せて、建物の更新等が図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図るものとします。

また、新たな市街地形成を必要とする地域においても、防災上安全で健全な市街地となるよう、土地区画整理事業等を積極的に推進します。

イ. 緊急輸送路の確保

道路交通の確保は、地震等の災害発生後において、避難、救助をはじめ、物資の輸送、諸施設の復旧など、応急対策活動を実施する上で重要不可欠です。

このため、特に重要となる道路の防災対策及び改良整備を促進し、これらを有機的に連結させて、緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に寄与するとともに、パトロールや点検など管理体制に資するものとします。

ウ. 防災拠点の形成

都市公園は住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての防災上の役割も持っています。

このため、防災都市づくりの一環として、計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして、防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていきます。

エ. 建築物等の耐震・不燃化

建築物等の安全性を高めるため、防災構造上の検査及び指導を強化するとともに、建築設備等の安全化の措置を図るものとします。

災害時における被害の軽減を図るため、公共施設や上下水道等のライフラインの耐震化を推進するとともに、民間住宅等の耐震・不燃化を促進します。

また、地震による落下・倒壊を防止するため、窓ガラス、ブロック塀等の補強・改修を促進します。

オ. 防災対策

集中豪雨等に伴う災害の被害を最小限にとどめるため、重信川、石手川等の主要河川の整備を図るとともに、崩壊の恐れのあるがけ等について、防災対策を図ります。

また、近い将来発生が予想されている大規模地震や津波発生による被害を最小限にとどめるため、防災対策を図ります。

③ 防災体制の強化の方針

ア. 避難施設の周知・徹底

地震など災害発生時に、的確な判断に基づき行動ができるよう、自主防災組織及び町内会（自治会）を通じ、災害応急対策及び災害についての知識等の啓発を図ります。

また、各種広報資料等により、避難施設の周知・徹底と、市民の防災意識の高揚を図ります。

災害時要援護者や観光客を含む市民が的確な避難が図れるよう、避難・誘導體制の強化を図ります。

